

# 最近の国際課税を巡る議論 ～BEPsを中心に～

浅川 雅嗣

## はじめに

財務官の浅川でございます。御丁寧な御紹介をいただきありがとうございます。どうぞ

年初からの出来事を振り返りますと、今年もいろいろなことがありました。

その後、春から夏にかけてギリシャ問題が火を噴いて、ギリシャの債務をどうするかを巡って国際金融情勢が相当緊迫した場面がありました。

また、七月に二回、八月に一回、中国の株式市場でかなり大きな調整がありました。さらに、八月一日から三日続けて人民元が切り下がりました。二〇〇五年七月以降、対米ドルですう勢的に切り上がってきた人民元が初めて切り下がったことから、国際金融界はかなり動揺しました。

論はありましたが、日本として貫くべきところは貫いたつもりです。

ンシングをどう規制していくかという大きな課題が再び浮かび上がつてきました。欧洲における難民問題も大きな課題です。

このように、今年も国際金融の分野では次々と大きな出来事が起きました。さまざまの出来事の合間に縫つて、G20など各種の国際会議が開催され、対応策が議論されてきました。

演題にもありますように、今日は、国際課税に焦点を合わせてお話ししますが、せつかくの機会ですので、最初に国際金融絡みの話を少しさせていただいた上で、本題の国際課税の話に移りたいと思います。

## 一、最近の国際金融情勢

### (1) 国際金融の現状

二〇〇八年九月一五日にリーマンショックが起

こり、その後、世界はかなり深刻な金融危機を経験してきました。さて、その頃の世界金融情勢とここ一年ほどのそれを比べますと、かなり違った構図になっています。

二〇〇八年以降、アメリカ発の金融危機によって、ユーロや日本の経済がかなり影響を受けました。その一方で、新興国には元気がありました。

中国が四兆元の公共投資計画を打ち出して世界を救ったと言われました。中国に限らず新興国が金融危機からの回復に貢献しました。

ところが、今では立場は全く逆転しています。中国をはじめ、新興国はどこも元気がなくなっています。インドネシアやマレーシアの通貨は、今年一月と比べまして、三割から四割ほど減価しています。資本流出が起つていています。中国からも資本流出が起つています。

それに比べ、先進国が比較的元気になつてきま

した。アメリカでは、今月の一五日、一六日に連邦準備制度理事会（F R B）の連邦公開市場委員会（F O M C）が開かれ、金利がいよいよ引き上げられるかどうかというところまで来て います。

ユーロにつきましては、先日、ヨーロッパ中央銀行（E C B）の政策理事会が開かれました。ド ラギ総裁が緩和策を出し渋つたために、ユーロが

上がつたと言われましたが、種々の数字を見ますと、それほど悪くはありませんので、出し渋りをしたというより、むしろ必要な範囲で金融政策の調整を行つたということでしょう。

日本におきましても、今年第三・四半期のG D Pが、速報段階のマイナスから確報でプラス一%に転じました。設備投資が伸びており、日本の成長も段々と安定的な軌道に乗ってきたように思ひます。

このように、世界経済の牽引役は、前回は新興

国、途上国だったのですが、今ではこれらの国の勢いがなくなつて、先進国が引っ張つていかなければならぬという時代に入つてきました。

以下、このような中での中国のリスクとアメリカの金利引き上げの影響という二つのリスクを見ていきます。

## （2）中国のリスク

### （中国の現状）

先ほど申し上げましたとおり、中国では上海の株式市場が調整段階に入りました。もつとも、よく見ますと、上海の株式はそれまでの一年半で二五〇%ほど上がつてきました。それに四〇%程度の調整が入つた段階ですので、更なる調整の余地がある可能性はあります。それ以上にショックでしたのは、そのとき中国が取つた株価維持策があまりに人為的で、市場とのコミュニケーションも

不十分であつたということです。

他方、人民元について申しますと、八月一

日、一二日、一三日と三日連続で対ドルで切り下げを行いました。結果的に四・五%ほど下がったのですが、このときも、最初は市場が混乱しました。人民銀行のステートメントを丹念にフォローしていたのですが、どのような目的で切り下げが行われたのか、いつまで続くのかが必ずしもクリアではありませんでした。これも、市場とのコミュニケーションが不足しているように感じた事例です。

(中国を巡る資本の流れ——去年の六、七月まで)

中国を巡る資金の流れは、去年の六月、七月ま

でと、それ以降とでは全く違つたものになつています。

去年の六月、七月までは一貫して、中国の成長

を狙つて世界中から資本が集まつてきていました。

人民元の対ドルレートは、一九九四年に一USDル＝八・三元になつてから、二〇〇五年七月まで同じ水準で固定され微動だにしませんでした。

それがいよいよもたなくなつて、二〇〇五年七月に改革を行い、それ以降はなだらかな人民元の上昇を許容してきました。ただし、市場の流れに完全に任せますと、急速に対ドルレートが上がりますので、その上昇スピードをコントロールするためには、毎日介入を行つてきました。上がろうとする人民元を抑えるわけですから、人民元を売つて、ドルを買うという介入を行つてきたわけです。

その結果、二つのことが起きました。一つは、ドルを買いますので、外貨準備が急速に増加していくたということです。私は、二〇〇四年と

二〇〇五年に財務省國際局で為替市場課長を務めました。それまで、外貨準備高は日本が世界一位だったのですが、あつという間に中国に抜かれました。現在、日本の外貨準備高は約一兆二〇〇〇億ドル程度ですが、一時中国の外貨準備高は約四兆ドルに達しました。なぜかと申しますと、単純な話でして、中国は毎日為替市場に介入していましたからです。

他方、ドルを買う一方、人民元を市場に売ることによって、市場に流動性を供給していたことになります。すなわち、中国は、為替市場に介入することを通じて、高成長を支えるための成長通貨を供給していたことになります。

(中国を巡る資本の流れ——去年の七月以降)

去年の七月以降、こうした資本の流れが急に逆転しました。それまで資本の流入が続いていたの

が、流出に転じたわけです、その結果、今度は人民元に下落圧力がかかることになりました。

中国は、人民元が急速に高くなるのも避けたいが、安くなりすぎるのも避けたいと思っているように見えます。一つには、国の沽券にかかるということがあつたのかもしれませんし、人民元が急速に減価しますとインフレになりますから、健全な金融政策という見地からは、急速な人民元安も困るということになります。

中国は介入をディスクローズしていませんので、正確にはわからないのですが、去年の夏以降のこうした資本流出の動きを受けて、おそらくそれまでとは逆の介入を始めたのではないかと思われます。今度は人民元の下落のスピードをコントロールするわけですから、人民元を買い、ドルを売るという介入になります。このため、外貨準備は減少することになります。

## (外貨準備高の減少)

実際に、公表データによりますと、去年の七月以降、毎月の中国の外貨準備が減り始めました。特に大きく減ったのは今年の八月です。中国のデータによりますと、一ヶ月で八五〇億ドル減つたということです。九月も減り、一〇月にやや増えた後、一ヶ月にはやはり相当減少したようです。毎月、五〇〇億ドルから七〇〇億ドルのペースで外貨準備が減っています。その背景は、ユーロの減価もありますが、ドルを売つて人民元を買う逆介入も大きく影響していると思われます。

中国の外貨準備高は、今、三兆五〇〇〇億ドルです。切りの良いところで、例えば毎月一〇〇〇億ドル（一二兆円）ずつ外貨準備が減っていくとしますと、三年弱でゼロになつてしまふようなペースで、中国から資本が流出しているということです。

## (マクロ経済政策のミスマネジメント)

先ほど申し上げましたように、去年の夏までは、中国の当局は介入を通じて成長通貨、流動性を供給してきました。その後は、全く逆で、介入を通じて市場から流動性を吸収するということが行われているわけです。

八%成長はできないにしても、六、七%の成長を維持するのが共産党の主要な政策目的となっています。この成長に必要な流動性を供給するためには、それまでの為替介入に代えて、急速に金利を引き下げ、預金準備率を引き下げてきました。要するに、銀行システムを使って、経済成長に必要な流動性を供給しようとしたわけです。こうして供給された流動性が健全な投資に向かえば良かつたのですが、実際には住宅市場や株式市場に流れ、バブルを膨らませることになりました。

それがはじけたのが今年の夏であつたとします

と、ある意味では典型的なマクロ経済政策のミス、マネジメントであつたと言えるのではないかと思ひます。

(膨大な過剰生産設備の存在)

さて、なぜ中国の資本の流れが流入から流出に一八〇度転じたかに関しては、根の深い問題があります。つまり、中国が直面する非常に深刻な構造問題が背景にあるわけです。

その一つは、膨大な過剰生産設備の存在です。

あらゆるものがあふれ返つてゐると言われます。

例えば、中国の鉄鋼の生産能力は年間一二億トン

あります。その他にも、船、ボーキサイト、銅など、あらゆるもののが余つてゐると言われるほど、中国の過剰生産設備の問題は深刻です。

先進国では、個人消費がGDPの六割、七割を占めています。しかし、中国では、個人消費は五割にも達していません。中国では、これまで消費ではなく投資が高い経済成長を牽引してきました。投資をしますと、需要は増えますが、同時に供給能力も増えますので、それが過剰生産設備という形で表面化したということかと思ひます。

(不良債権問題)

二つ目は不良債権問題です。数年前にシャドーバンキングが問題になりました。先ほど申し上げた四兆元の公共投資計画のかなりの部分は地方政府にその実施が委ねられたと言われています。今は法律が変わりましたが、当時、地方政府は自分

で地方債を起債する権限がありませんでした。そのため、地方政府は、融資平臺と言われるスキームを使ってシャドーバンキングから巨額の借金をしました。もちろん全部ではありませんが、この借金が焦げつき始めていると言われています。

しかし、不良債権の問題はシャドーバンキングだけではありません。銀行セクターに残っている不良債権も未処理のままです。公表データによれば、中国の銀行セクターの不良債権比率は非常に低い水準にとどまっています。たしか一、二%だと思いません。しかし、これは、不良債権を資産管理会社（AMC）に飛ばして本体をきれいにしただけで、飛ばした不良債権はある程度残っていると思われます。中国では、過去二回ほど、外貨準備を使って不良債権を処理しようとしたことがあります。しかし、外貨準備を使って不良債権を処理するというのは、どこかおかしいところがあります。

ます。外貨準備はドルやユーロで持っているものですし、不良債権処理には人民元が必要になるからです。誰かが為替リスクを負っているということもかもしれません、いずれにしても未処理の不良債権が残っていると思われます。

このように、不良債権の規模が膨大で、しかも、これがいまだ日々積み上がっている可能性があるというのが二つ目の問題です。

#### （少子高齢化の進展）

三つ目は、これまでの一人っ子政策で少子高齢化が急速に進み、二〇一二年以降、労働力人口が減り始めていることです。もう少し経ちますと、総人口自体が減り始めます。こうした中で、信頼に足る社会福祉システム、すなわち年金制度や医療システムが完備しておらず、これをどうしていくのかという大問題があります。人々が自分の将

来の人生について不安を持っているようでは、個人の消費は増えません。社会福祉システムを完備しないままでは、個人消費が喚起されるようなことはないということです。このようなシステムの整備が手つかずのままとなっています。

#### （農業セクターの問題）

四つ目は農業セクターの問題です。中国は、二〇〇一年にWTOに加盟しました。中国の農業セクターに国際競争力がないことは十分承知の上であつたと思いますが、実際にその後、中国の農業は非常に厳しい状況に追い込まれています。以前は、都市に受け皿を作ることによって、農民が出来稼ぎで稼ぐという形ができてきましたが、だんだん都市にも受け皿がなくなつてきました。この農民に職を与える必要があります。

#### （中国の政策対応）

今後、投資主導から消費主導へのリバランスが起ころる過程で、中国の経済成長率が下がっていくことは不可避だと思います。現在生じている資本流出は明らかにそれを見越したものです。

九月にトルコのアンカラで開催されたG20でも、大臣間で中国の問題を掘り下げて議論していただきました。中国もこの点は十分にわかつており、構造問題に関してはしっかりと取り組んでいくたいという意図表明がありました。

しかし、中国経済はあまりにも規模が大きいため、急速に対応しようとするとハードランディングになってしまいます。方向としては間違つていなないとしても、あまりにもやり方が乱暴ですと中国経済に与えるショックが大きくなりすぎます。したがいまして、あくまでも秩序立った形で必要な構造調整を進める必要があります。今後と

も、G20その他いろいろな機会を通じて、中国当局に積極的な働きかけをしていきたいと思つてゐるところです。

とが多いのです。

### (3) アメリカの金利引き上げ (問題の所在)

次に、アメリカの金利引き上げを取り上げます。金利引き上げの議論が行われるようになったことは、アメリカ経済が好調なことの証です。したがいまして、金利引き上げ 자체が悪いというわけではありません。心配なのは、アメリカの金利引き上げによつてもたらされる、世界の資本市場、資本フローへの影響です。

しかし、その結果として二つのことが起つりました。一つは、ドル高です。その後、一九八五年九月のプラザ合意で、ドル高の調整が行われました。もう一つ起つたのが、一九八〇年代後半の中南米の債務危機です。アメリカの金利が上がりますとドルが高くなりますが、ドル建てで債務を負つている新興国にとつて非常に負担が大きく

### (過去の例)

過去の例を見ますと、アメリカが金利を上げたときの資本フローへの影響は、ある程度深刻なこ

なります。このため、中南米諸国が一斉に債務危機に陥りました。

同じようなことが一九九〇年代前半にも起つています。このときもアメリカは金利を上げました。その結果、起つたことは一九九四年のメキシコのテキーラ危機です。これは資本収支型の危機で、二一世紀型の危機の最初の例と言われています。

(今回の金利引き上げの影響)

今回、アメリカが金利を引き上げることによつて何が起つるかについては、予断を許さないと思ひます。もつとも、一九八〇年代や一九九〇年代に起つたような、大規模な危機が起つるような感じは持つていません。なぜかと申しますと、当時と比べまして、新興国の外貨準備は厚く、対外債務の対GDP比も改善し、またIMFも資本を

増強しています。アジアでも、チエンマイ・イニシアチブによつて、いざといふときに域内でドルの流動性を融通し合うような仕組みができています。

したがいまして、大規模な金融危機が即座に起つるとは考えていませんが、アジアの域内にも、域外にも心配な国があることは否定できません。域外では、ブラジルは今、政治的に相当不安定です。

アジアでは、最近、各国でいろいろなことが起つっています。例えば、マレーシアでは、ナジブ首相に汚職の疑いが持たれており、政治的に不安定化しています。

フィリピンでは、来年、大統領選挙が行われます。フィリピンには大統領の再選禁止規定がありますので、大統領が替わります。今、三つともえで主導権争いをやつてている状況です。

ミヤンマーでは、総選挙でアウン・サン・スー・チーが勝利しましたが、新政権がどのような経済運営を行うのかまだよく見えてこない状況です。

タイでは、高齢の国王が入院されたという話が伝わっていますが、その後の政治体制がどうなるのか不安視されています。今の軍事政権の下で、今年中に憲法改正をやると言われていましたが、実現しませんでした。早くてもあと一、二年と言われば、民主化政権への移行に時間がかかるかもしれません。

インドでは、モディ政権の与党が最近の地方選挙で負けました。モディ政権の経済運営にも若干の影が差してきたという感じがしないでもあります。

### (1) 伝統的な国際課税の課題

次に、今日の本題の国際課税を巡る議論に入ら

ました。ジョコ政権の経済運営は、必ずしも親中というわけではないのでしょうか、日本とはやや距離感が出てきたように感じます。

このように、アジア各国を見ると、レベルは国によつて違いますが、ここにきて、政治的な不安定さがそれぞれ出てきたように思います。そのような中で、アメリカが金利を引き上げた場合、各国の資本市場を巡つて、予期せざるインパクトが生じかねないことを心配している状況です。

以上、雑駁ですが、中国リスクと、アメリカの金利引き上げが世界の資本フローに及ぼす影響について簡単に申し上げました。

## 一、B E P Sとは何か

せん。

インドネシアに関しては、新幹線の受注競争で日本が中国に負けたことが大きなニュースになり

せていただきます。

国際課税とは何かと「う」と関して時々誤解があります。国際課税と言いますと、例えばドイツの法人税はどうなっているのか、中国の法人税はどうなっているのか、あるいはアメリカの小売売上税はどうなっているのかなどと聞かれることがありますが、これらは国際課税の問題ではありません。単に外国の税制がどうなっているかという話です。

クロスボーダーで、資本、人、物が動きますと、それに応じて必ず課税権が生じます。一例として、日本の会社がアメリカに支店を設け、その支店がアメリカで経済活動を行つて利益を上げる場合を考えます。アメリカの国内で上がった利益ですから、アメリカは、この支店に法人税をかけることになります。源泉地国 (source country) として課税権を行使するわけです。一方、これは

日本企業の支店ですから、日本の国税当局は日本企業の所得として法人税を課します。居住地国 (residence country) として課税権を行使するわけです。そうしますと、同じ所得に対して、アメリカで源泉地国課税が行われ、日本においても、居住地国課税が行われることになつて、二重課税 (double taxation) が生じてしまいます。

企業の立場からしますと、二重課税が行われることでも経済活動を維持できないということになりますので、いかにして二重課税を排除して、投資や経済活動に対しても中立性を保つか、これが国際課税の一つの大きな課題となります。

二重課税を排除するため、日本は、算出した我が国の法人税から、アメリカで支払った法人税を差し引いて、納税額を算定する方法を取っています。例えば、算出した法人税が五〇で、アメリカに二〇の法人税を支払つたとしますと、差し引き

二〇の法人税を日本に支払えばよいとする

で、二重課税を排除してきたわけです。これを外

国税額控除方式と言います。

他方、配当所得に關しては、平成二一年度に税制改正を行いまして、外国の子会社からの配当は、一定の条件の下で、九五%まで我が国の課税所得に算入しないこととされました。これを国外所得免除方式と言います。そもそも課税所得に合算せず、最初から除外するという方法です。

日本も、アメリカも、ヨーロッパも、国内法により外国税額控除方式もしくは国外所得免除方式のどちらかの方法で二重課税を排除してきました。これに加えて、さらに租税条約を結び、互いにできるだけ課税の垣根を低くすることによつて、二重課税の可能性を低める努力をしてきたわけです。

#### (スター・バックスの例)

資料7ページにスター・バックスの例を挙げまし

#### (2) BEPSへの問題意識

##### (1) 二重非課税の発生)

といひや、今回、B E P S (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)への取り組みが開始された理由は、二重課税の排除ではなく、二重非課税 (double non-taxation)、すなわち源泉地国と居住地国とのいずれにも税金が落ちていらないという問題が意識されるようになったためです。つまり、多国籍企業が経済活動を行つて利益を上げているにもかかわらず、それがタックスヘイブンや軽課税国にため込まれ、正当な額の税金が経済活動を実際に行つている国に支払われていはないのは問題であるという意識が芽生えたわけです。

た。同社は、一九九八年にイギリスで事業を開始して以来、累計で四五〇〇億円の利益を上げましたが、利益を外に移転したことで、英国における法人税の納付額はわずか一三億円にとどまっています。

同社は主として三つの方法で利益を外に移転していました。一つ目として、スイスから仕入れたコーヒー豆に対し、市場価格より割高な材料費を支払うことによってスイスに利益を移転していました。

二つ目として、オランダの関連法人から「スター・バックス」という商標権の使用許諾を得て、それに対して法外なロイヤルティを支払っていました。それによって利益を英国からオランダに移していたということです。

三つ目として、別の海外関連法人を作り、そこから資金の貸し付けを受けた形を取つて、これに

対して過大な利払いを行うことによって海外に利益を移転していました。

このように、多国籍企業はいろいろなテクニックを使って、利益を軽課税国やタックスヘイブンに移転し、税負担を免れようとするわけです。

#### （背景事情）

これに対応するためには、当局側にも包括的な取り組みが必要であるということで、OECDにおいて本格的に議論を始めました。こうした政策対応の必要性が強く意識されるようになった背景には、二つの事情があつたと思います。

第一に、二〇〇八年の世界金融危機に対し、G20での合意を踏まえて、各國は巨額の財政出動を行いました。日本も、麻生政権の下で、積極的な財政政策を実施しました。中国も四兆元の公共投資計画を実施しました。イギリスも、ユーロ諸国

も、そしてアメリカも大規模な財政出動を行いました。

二〇〇九年の後半頃からそれが効き始め、金融危機は次第に収束していきました。他方で、こうした財政出動をファイナンスするため、付加価値税などが引き上げられたわけです。その各国で一斉に増税が行われました。個人所得税やルールの抜け穴を使って、租税回避を行うことは許されることではないと考えられるようになります。

第二に、金融危機から回復する過程で、各国の所得格差が拡大してきたことが挙げられます。所得格差の拡大自体、政治家としては放置しておけない政治アジェンダですが、特にそうした状況の下で、こうした多国籍企業の租税回避行動をそのまま放つておくことはできないという、政治的なインセンティブが高まつたのだろうと思います。

### (3) 国際課税ルールの欠陥

(企業活動と国家主権の間のギャップ)

それでは、なぜ国際課税ルールの欠陥が生じてきたのでしょうか。資料6ページをご覧下さい。

税金は人の懷に手を突っ込んで取るという意味で強制性があります。その意味で、課税権は国家主権の最たるものです。租税高権と言われますが、これは国家にぶら下がっているものです。ところが、スターバックスに限らず多国籍企業の活動は完全にボーダーレスになっており、国境を意識しないで自由にグローバルな経済活動が行われています。そうした企業の活動と国家主権の間にはどうしてもギャップができます。

その結果、国際課税ルールに、必ずしも現実の経済活動に対応し切れないという意味での欠陥が生じることになりました。以下では、国際課税ルールの欠陥の例を三つほど取り上げます。

### (P E原則の問題点)

一つ目として、伝統的な国際課税ルールでは、「P Eなければ課税なし」とされていました。P Eとは、Permanent Establishmentの略で、恒久的施設と訳されています。先ほど、日本企業がアメリカに支店を設けるという例を挙げました。この場合、支店はP Eに当たります。国際課税ルールでは、経済活動を行つて利益を上げた場合、それに法人税を課すためにはP Eが必要とされています。支店でも事務所でも工場でもよいのです

が、何か物理的な施設が要るというわけです。その上で、そのP Eが経営判断に参画し、リスクをとつて経済活動を行つている場合、リスクの程度に応じて法人税を課してもよいというのが、これまでの基本的な国際課税ルールであったわけです。す。電子商取引においては、P Eは介在しません。例えばAmazonは、国外から電子回線を通じて直接消費者に電子書籍や音楽データを販売しています。P Eなどの手がかりがありませんので、これまでのルールでは法人税を課すことができませんでした。日本では、法人税だけでなく、消費税も課しておりませんでした。これにどのように対応するかが大きな政策課題になりました。

### (独立企業原則の問題点)

一つ目として、独立企業原則（ALP、Arm's Length Principle）があります。先ほどのスター・バックスの例では、スイスからコーヒー豆を仕入れ、それに対して法外な材料費を支払っていたとされました。この問題に対しても、移転価格税制（transfer pricing taxation）が各国において整備されています。ノルマでは、関連会社間の取引であ

りに関連して問題になつたのが電子商取引で

るからこのような市場原則から離れた値付けが行われたものであり、完全に独立した第三者間の取引であれば、より安い価格が設定されたはずであると考えます。こうした考え方に基づいて、国税当局が取引価格を見直し、見直し後の価格を基に利益を算出して、その利益に対応して課税を行います。各国とも、こうした移転価格税制に基づいた課税を行っており、一九九〇年代には、アメリカで日本の自動車会社が課税を受けて話題になりました。最近では、中国も盛んにこの移転価格税制を発動しています。

問題となるのは、多国籍企業グループの経済活動は非常にグローバルに行われておりますので、いろいろなところでいろいろな取引が、二四時間同時並行的に行われているということです。この

ため、個々の取引に独立企業原則を適用して課税を行うことの限界が見えてきました。さらに、先

(ハイブリッド・ミスマッチ)

三つ目として、ハイブリッド・ミスマッチがあ

ほどのスターバックスの例でも申し上げました  
が、無体財産権の取引にいかに移転価格税制を適用するかという問題があります。イギリスのスターバックスは、商標の使用権の対価としてオランダの関連法人に莫大なロイヤリティを払っています。これに対して移転価格税制を適用しようとしても、実際に発動することは困難です。と申しますのは、関連会社間であるからこそ商標の取引があるのであって、独立企業間の取引を想定して、ロイヤリティの適正価格を算定することは容易ではないからです。逆に言えば、無体財産権に

対して移転価格税制を適用することが困難であることを利用して、B E P S が盛んに行われるようになつたわけです。

ります。資料23ページを一覧下さい。これは、ある商品やある事業体の税制上の取り扱いが国によって違うことによつて二重非課税が生じてしまうというものです。

最もわかりやすいのは、オーストラリアの優先株式 (Preferred Stock) のケースです。日本の企業がオーストラリアに子会社を持つており、その子会社が優先株式を発行して、親会社がこれを取得するとします。通常ですと、配当は、法人税が課された後の利益処分として行われます。しかし、オーストラリアでは、優先株式の配当は損金算入できることとされていますので、法人税がかかりません。他方、日本の親会社がこの配当を受け取った場合、日本では、先ほど申し上げましたように、平成二一年度の税制改正で国外所得免除方式が導入されましたので、日本でも税金がかかっていません。オーストラリアでも、日本でも税金が

かかりませんので、二重非課税となつてしまします。これが典型的なハイブリッド・ミスマッチです。

こうした状況に対し、日本では平成二七年度税制改正で法的な手当てがなされました。オーストラリアに限定はしていませんが、支払い国で損金算入されるような配当に関しては、日本では所得不算入にしないこととして、二重非課税を防ぐことにしました。

#### (4) BEPSプロジェクトの開始

以上で申し上げてきましたように、戦後、築き上げてきた国際課税ルールに欠陥があることが最近になって認識されるようになりました。いろいろな抜け穴があつたということです。御説明してきたPE原則、ALP原則、ハイブリッド・ミスマッチなどはその具体的な事例です。リーマン

ショックを契機に、このようなことを包括的に考え直していくこうという機運が盛り上がって、BEP Sプロジェクトが始まったわけです。

資料5ページの右下に「BEP Sプロジェクト年表」を掲載しています。

二〇一二年六月に、OECD租税委員会でBEP Sプロジェクトが開始されました。その後、プロジェクトに大きな弾みがつくきっかけになったのが、二〇一三年六月のG8サミットです。この年サミットは、キヤメロン首相がホストとなつて、北アイルランドで開催されました。このとき、キヤメロン首相は、タックスを「Trade」、「Transparency」とともに、「三つのT」の一つとして位置付け、三つの主要議題の一つに取り上げました。その結果、八ヶ国の首脳の間でBEP Sプロジェクトが議論されて、政治的にも非常に注目されることになりました。

その後、二〇一三年七月に、OECDとして五項目にわたるBEP S行動計画を発表しました。二〇一四年九月にそのうちの八項目について第一弾の報告書を公表し、今年の九月には残りすべての項目につき最終報告書を取りまとめて公表しました。先月、トルコのアンタルヤで開催されたG20サミットで各国の首脳からも支持を頂き、ようやくOECDとしてのこのプロジェクトが一段落したことになります。

## 三、BEP Sプロジェクトの主な内容

### (1) BEPSプロジェクトの三本柱

#### (1) 本柱の関係

ここから、BEP Sプロジェクトのうち、問題になりそうなところをかいづまんで御説明してい

きます。資料2ページをご覧下さい。

下の方に三つの権円があります。これはB E P Sプロジェクトの三本柱を表しています。

上のAの権円は、グローバル企業は払うべきところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税ルールを再構築することを表しています。Aの権円には多数の行動計画が含まれており、B E P Sプロジェクトの最も大きな柱となっています。

下のBとCの権円がAの権円を支えています。Bの権円は、各国政府やグローバル企業の活動に關して透明性を向上させることを表しています。Cの権円は、B E P Sプロジェクトを実施に移すプロセスにおいて生じ得る二重課税を排除するための手続きを明確化することなどにより、グローバル企業にとっての不確実性を排除し、予見可能性を高めることを表しています。

(三本柱の内容)

資料3ページで三本柱の具体的な内容を整理しています。

左のAには行動1から行動10までが含まれています。これまでの国際課税ルールを再構築するものです。行動1が電子経済（eコマース）の課税上の課題への対応です。

注目していただきたいのは、行動2、行動3、行動4、行動5の塊です。行動2はハイブリット・ミスマッチの効果の無効化です。行動3は外国子会社合算税制の強化です。タックスヘイブン税制のこととで、C F C (Controlled Foreign Company) 税制とも言われます。行動4は利子控除制限です。これらは全て各国の国内税制に連するものです。O E C Dは、これまで、各国の国内税制のあり方についてここまで具体的に勧告を行ったことはありませんでした。ここまで踏み

込んで、各国の制度の一貫性を確保しようとした点が、今回のBEPSSプロジェクトの一つの特徴かと思っています。

右上がBで、透明性の向上のための行動5、行動11、行動12、行動13が含まれています。この中で、よく話題になりますのが行動13の多国籍企業情報の報告制度です。これに基づき、今後、我が国の多国籍企業には、CbCレポート(Country-by-Country Report)と呼ばれる国別報告書を国税庁に提出していただくことになります。

右下がCで、予見可能性の向上のため、行動14にあるように、二重課税を排除するための紛争解決メカニズムを明確化することなどが含まれています。

## (2) BEPSプロジェクトの包括的アプローチ

BEPSSにはさまざまな形態がありますが、B

(融資に伴うBEPSS)

資料4ページをご覧下さい。先ほどスター・バックスの例を取り上げましたが、これをもう少し一般化して御説明します。一番左に、タックスヘイブン又は軽課税国のX国があります。A国にある多国籍企業A社はこのX国に利益を移転するためにさまざまな方策を講じます。

一つ目として、X国にある関連企業X社が、A国の関連企業B社に対して貸し付けを行い、B社がX社に過大な利子を支払うことが考えられます。利子は損金算入できますから、過大な利子を支払うことによって、B社が置かれたA国からX国に対して利益が移転されることになります。こ

EPPSプロジェクトは、これらに対して一五の行動計画による包括的アプローチによって対応することとしています。

れが融資に伴うB E P Sです。

出でます。これらが無形資産を利用したB E P Sと言われるものです。

#### (無形資産を利用したB E P S)

二つ目として、X社が、A国の関連企業C社に無形資産の開発を依頼し、研究開発費用を提供するようなことが考えられます。本来、関連企業X社は資本を提供しているだけで、それ以上のリスクをとつていません。それにもかかわらず、C社がX社に過大な収益を分配することになりますと、C社が置かれたA国からX国に対して利益が移転されることになります。さらにもう一つ、C社が開発した無形資産を非常に低価格でX社に譲渡したとします。ところが他方で、C社から買い取った無形資産を利用することによって、X社が莫大な利益を得るようなことが起こり得ます。そうしますと、無形資産の譲渡価格がそもそも低すぎたのではないかという移転価格税制上の問題が

#### (条約の濫用によるB E P S)

X国はタックスヘイブンですので、X国と、A国その他の国との間に租税条約は存在しないとします。例えば我が国にはタックスヘイブンとの間では租税条約を結ばないという方針があります。

資料の下の方に関連企業Y社があります。Y社は、タックスヘイブンではないY国に置かれたペーパーカンパニーです。Y国はA国その他の国と租税条約を結んでいます。X社はY社に対して、C社から買ったライセンスを付与し、Y社はそのライセンスをC社に再付与します。これに対して、C社からY社、Y社からX社に対してロイヤリティが支払われます。この場合のY社のように、ペーパーカンパニーで実体がないにもかかわ

らず、Y国が締結している租税条約上の特典を不

当に享受しようとするものが、条約の濫用によるB E P Sと言われるものです。

#### (B E P Sへの対応)

こうした行為にどうやつて対応していくかとい  
うのが、B E P Sプロジェクトのそれぞれの行動  
計画です。なお、タックスヘイブンX国に置かれ  
た関連会社X社にたまつた利益は、最終的に親会  
社A社の課税所得として吸い上げられるよう、行  
動3の外国子会社合算税制が設けられており、こ  
れが、B E P Sへの最後の対抗手段になっています。

#### (3) 外国子会社合算税制の強化（行動3）

##### （日本の外国子会社合算税制）

まず、外国子会社合算税制の強化について御説

明します。資料27ページをご覧下さい。

最初に日本の制度を御説明します。企業が、法  
人税の実効税率が二〇%未満の国に子会社を設立  
するとします。日本の法人税率と比べ、この国の  
税率はかなり低くなっています。このとき、国税  
当局は、何のためにその国に子会社を作ったのか  
を見ます。いろいろなテストがありますが、テス  
トの結果、経済的合理性がないのにもかかわら  
ず、租税回避のためにその国に行つたと見られる  
ことになりますと、外国子会社合算税制が発動さ  
れます。これが発動されると、子会社が配当を  
行わず社内に利益を留保しても、親会社の所得に  
合算して日本で法人税が課されることになります。

ここでひとつ問題になつたのは、イギリスが法  
人税率二〇%未満の国になることです。現在、イ  
ギリスの法人税率は二〇%ですが、この先一九%

に下げ、最終的には一八%まで下げるうことになつてあります。税率だけ見ますと、イギリスは我が国の外国子会社合算税制の対象国になつてあります。この点に関連し、日本の対応について、イギリスからも日本の経済界からも再検討の要請がありました。もつとも、外国子会社合算税制の発動は、税率だけで判断されるわけではなく、租税回避目的かどうかのテストが行われ、テストの結果、租税回避目的であると判断されて、初めて合算課税が行われるものです。

の箱に、対象所得の定義とありますて、最初にカテゴリーアプローチが掲げられ、例えば、配当、利子、保険所得、販売・サービス、使用料・その他のIP所得と記載されています。日本では、所得の種類別ではなく、子会社別に、租税回避目的で外国に行つたのかどうかを見て判断するのに対し、OECDは、対象となる所得をこれらの種類別に見ていくことを勧告しています。

それに加え、OECDの勧告では、中央の箱の二つ目になりますように、実質アプローチとして、外国子会社が実質的な経済活動を行うことなく所得を得たような場合には、親会社の課税所得に合算するという考え方も打ち出されました。

これらアプローチを単独又は複合的に用いて、対象所得を定義するというのが、OECDの勧告の内容です。勧告は、このような方向で各の国内法を変えてはどうかというのですが、仮左の箱に、対象外国子会社は、企業が株式を五〇%超保有しているところとされています。中央

に日本がこれを受け入れるとしますと、日本の外國子会社合算税制はかなりの程度変わることになります。

#### (4) 利子控除制限ルール（行動4）

次に、利子控除制限ルールについて御説明します。資料29ページをご覧下さい。

これは、海外の子会社から借り入れを行い、それを対して過大な利子を支払うことによって利益を海外に移転しようとする企業の行動に対応しようとするものです。

日本では、現在、参入できる上限が五〇%とされており、クロスボーダーでの利子の支払いが五〇%を超える場合、超える部分は損金算入を認めないことになっています。

国によって損金算入の上限が異なりますと、B E P Sの余地が生じますので、O E C Dとしては、これを一〇%から三〇%でそろえてほしいという勧告を行っています。日本では上限は現在五〇%ですから、これを一〇%から三〇%まで低くするためには、国内法令の改正が必要になります。

資料の下の絵の中に、「企業AのEBITDA」と書いてあります。EBITDAとは、基本的には所得額を表しており、※1のとおり、税引き後当期所得に純支払い利子、減価償却費、当期税額等を足したものです。利子控除制限ルールは、損金に算入できる利子の水準にシーリングを

## (5) 租税条約の濫用防止（行動6）

次に、租税条約の濫用防止について御説明します。資料37ページをご覧下さい。

左側の図の上の方に、A国とB国があります。B国の中にはC国があります。ここでは、C国が

タックスヘイブンです。C国はタックスヘイブンですから、A国、例えば日本なら日本との間で租税条約はありません。しかし、C国企業はB国にペーパーカンパニーを作ります。B国はタックスヘイブンではありませんので、A国との間に租税条約が結ばれています。C国企業は、B国に作ったペーパーカンパニーを通じてA国に投資を行います。これには「株式保有」と書いてあります。が、例えば株式を買うわけです。それに対して、

A国企業からB国企業に配当が支払われます。A国とB国の中には租税条約がありますので、例えば日本の場合ですが、支払配当に対し、国内法

上源泉徴収税率が二〇〇%のところ、場合によっては一〇%、五%、〇%などの低い条約上の軽減税率が適用されます。B国のペーパーカンパニーは、一義的にはこのような条約上の恩典を享受であります。

しかし、B国にあるB社は完全なペーパーカンパニーで、実質的な保有者はタックスヘイブンにあるC国企業です。OECDの勧告は、このような場合、条約上の軽減税率を適用しないことができるという規定を、租税条約に織り込むよう勧告しています。これは、特典制限規定（LOB、Limitation on Benefit）と言われるもので、日本の租税条約ではすでに入っている例が多くなっています。

左側の図にあるのは、これとは別のタイプの濫用防止規定で、主要目的テスト規定（PPT、Principal Purpose Test）と言われるものです。

LOBでは、例えばB国にあるB社に着目して、これがペーパーカンパニーかどうかを見ます。他方、PPTは、企業ではなく取引に着目して、ある取引が租税回避目的で行われた場合には、条約上の特典の享受を認めないと規定です。

今回、OECDは、LOB又はPPTのいずれか、あるいは、その組み合わせによって、必ず租税条約の濫用防止の手当を行いうよう勧告しました。

(6) 無形資産取引に係る移転価格ルール（行動8）  
(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)

無形資産取引に係る移転価格ルールについて御説明します。資料41ページをご覧下さい。

「スター・バックス」等の商標を第三者間で取引するようなことはあまりありませんので、先程申し上げましたように、商標の利用に関して、独立

企業間価格を適用することは簡単ではありません。このことが、この分野でBEPSSが行われる背景にあります。

これに対して、OECDの勧告では、資料の(2)の二つ目になりますように、独立企業間価格の評価方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えることを提言しています。ディスカウント・キャッシュ・フロー法とは、例えば地価を評価するときに、家賃が幾らだったら、その家賃収入を生み出す地価は経済的に幾らになるのが合理的かを算出する収益環元法に似た方法です。クロスボーダーで無体財産権を売却し、買った方がそれを利用して多額の利益を上げたようなケースを考えます。このとき、これだけ儲かっているのであれば、その基になつた無体財産権の価値はこのくらいであるのが合理的であるという形で、無体財産権の価値を算出することになります。

日本では、このような方法はまだ取り入れられておりませんので、今後法令を改正して必要な対応がなされることになると思います。

#### （移転価格税制の適用）

ところで、非常に安価で譲渡した無体財産権があつて、たまたまその無体財産権を使つたら大儲けしたというケースにおいて、納税者としてはまさかこんなに利益が上がるとは思わなかつた、だから低価での譲渡には当たらない、デイスカウント・キャッシュ・フロー法では幾らになると言われて、そのようなつもりは全くなかったということがあります。このような可能性を想定して、O E C D の勧告では、下の③に書いてありますように、取引時点で評価が困難な一定の無形資産については、予測便益と実際の利益が一定以上乖離した場合において、実現値に基づいて独立企

業間価格を評価することが可能としています。これを、所得相応性基準と言います。

具体的に、ある会社がタツクスハイブンの子会社に、例えば一〇〇の価格で無体財産権を売却した場合を考えます。そして、タツクスハイブンの子会社が、これを利用して一〇〇という利益を上げたとします。この場合、デイスカウント・キャッシュ・フロー法で、無体財産権の本来の価値は一〇〇ではなく一〇〇〇であるとされたとします。売却価格の一〇〇と本来の価値の一〇〇〇の間には非常に大きなかい離があります。今回の提言の考え方では、このような場合、国税当局は、会社は本来の価値を知りながら、悪意があつてあえて低価譲渡した、つまりB E P S が行われたと認定して、移転価格税制を適用してもよいことになります。

逆に、デイスカウント・キャッシュ・フロー法

で算出した価格と、売却価格の間の乖離がそれほど大きくな場合には、会社は善意であったと推定されることになります。

アメリカには既にこのような国内法があり、理論的な価値と実際の売却価格が二〇%以上乖離した場合、事後的に移転価格税制を発動することがあります。他方、日本にはこのような制度がありませんので、日本でこの制度を導入する場合には、国内法の改正が必要になります。

#### (適用が免除される場合)

なお、資料42ページの中ほどに、「適用が免除される場合」と書かれています。それは、納税者から以下の(ア)及び(イ)が提供される場合です。(ア)は、価格取極め、合理的に予測可能な出来事、その他のリスクの考慮を判断するために、無形資産の移転時に用いられた事前の予測、及びその実現

可能性についての詳細です。そして、(イ)は、実際に生じた重大な乖離は、取引時点では予測不可能な進展や出来事によるものであること等に関する信頼に足る証拠です。これらのことについて、納税者が詳細な事実や信頼に足る証拠を提供すれば、国税当局が後から所得相応性基準によつて課税するようなことはしないこととされています。

以上のとおり、OECDは、無形資産取引におけるBEPSSを排除するとともに、移転価格税制の適用の透明性を高めるための勧告を行いました。

#### (7) 多国籍企業の企業情報の文書化 (行動13)

行動13の多国籍企業の企業情報の文書化について御説明します。これは、資料3ページの三本柱においては、透明性向上という柱に属しています。資料50ページをご覧下さい。

これは、移転価格税制の適正な執行のために、

多国籍企業から企業情報を報告していただこうと  
いうもので、報告の対象は、ローカルファイル、  
マスター・ファイル、国別報告書の三つです。

これらのうち、報道等で特に注目されたのが国

税務当局から情報を提供されることもあります。  
例えば、日本にあるアメリカの多国籍企業の子会  
社については、アメリカのIRSが親会社から入  
手した国別情報の中で、日本の子会社に関連する  
情報が国税庁に提供されることになります。

別報告書です。国別報告書は、親会社が作成する  
もので、親会社・子会社所在国ごとの総収入、所  
得、税額、従業員数、有形資産額、主要事業等に  
関する情報です。例えば、いろいろな国に子会社  
を持つている日本の多国籍企業を考えます。同社  
は、今後、年一回、国ごと、子会社ごとに、収入  
が幾らあって、所得が幾らあって、税額が幾ら  
あって、従業員が何人いてといった情報を集計し  
て、日本の国税庁に提出することを求められま  
す。すると、国税庁は、租税条約に基づいて、子  
会社が所在する国の税務当局にその国に関連する  
情報を提供します。逆に、日本の国税庁が外国の

このようなことを行なうのは、例えば、ある  
国の子会社は従業員が多い、資産も多い、リソー  
スがふんだんに使われている、それにもかかわら  
ず、税額が少ないとになりますと、利益  
の移転が疑われるわけです。したがいまして、こ  
れ自体で移転価格税制を発動する根拠にはなりま  
せんが、少なくとも、国税当局が移転価格税制を  
発動するかどうかを考え始めるトリガーになります。  
この点に関してはかなり議論がありま  
したが、最終的には、全ての参加国の同意を得  
て、このような勧告がまとまりました。日本で  
は、平成二八年度の税制改正で必要な手当てがな

される予定ですので、近々、該当する我が国の多国籍企業には具体的な対応をお願いすることになります。

#### 四、ポストBEPs

資料2ページにお戻り下さい。上の囲みの三つ目の○に「今後の取組み（ポストBEPs）」と書いてあります。BEPsプロジェクトは、トルコのアンタルヤで開催されたG20で首脳から承認され、OECDとしての勧告作りの仕事は終わりました。今後はポストBEPsのステージに入つてきます。ポストBEPsで行うことは以下の三つです。

##### （残された課題の検討）

二つ目は、今回のBEPsプロジェクトの検討において、ペンドeingとなつた課題が若干ありますので、それについて検討を継続します。

に、租税条約を改正することです。OECDには、各国に国内法の改正を強制する権限はありませんので、今回の行動計画はあくまでも勧告にすぎません。ただ、この勧告は、全てのBEPs参加国が合意して作ったもので、日本や米国も含め、この内容に沿つて、特にミニマム・スタンダートとされた勧告については、各国の国内法を改正していただくことが期待されます。さらに、各国の租税条約も勧告に基づいて改正してもらうことを期待しています。このような取り組みの状況については、OECDとしてきちんとモニタリングしていきたいと考えています。

##### （各国の法整備、租税条約の改正等）

一つ目は、各国で必要な法整備を行うとともに

(幅広い国と関係機関が協調する枠組みの構築)

大事なのは三つ目です。OECDの加盟国は三ヶ国ですが、それ以外に、OECD非加盟国でG20のメンバーとなっている国が八ヶ国あります。中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシアです。これらの八ヶ国もBEPSSプロジェクトの正式メンバーとして、これまで申し上げてきた

ルールに同意しました。したがいまして、中国も

含めて、これから国内法の改正が進むことになると思っています。

さらに、せっかくここまで来ましたので、今後

の取り組みの③にありますように、これらの国以

外でも、BEPSSに関心がある開発途上国や新興国があれば、ぜひBEPSSプロジェクトに参加していくだけるよう、協調の枠組み作りを進めていきたいと考えています。例えばシンガポールやタ

イなど、多くの日本企業が進出している域内の経済大国があります。また、先週もタイの財務次官と会いました、ぜひBEPSSプロジェクトに入ってほしいと申し上げたのですが、今後とも、幅広い国々に積極的に声をかけていきたいと考えています。

## 五、まとめ

最後に、BEPSSプロジェクトにどのような意義があるのかということをお話しして、今日の講演のまとめとしたいと思います。

(国際課税に関する本質的な議論)

一つ目として、従来の国際課税ルールは、最初に申し上げましたように、二重課税の排除が主要目的となっていました。二重課税の排除とは、二

重課税によって経済活動を阻害することがないよう、ある企業がある国で稼いだ利益に対し、関係国がどのように課税権を調整し、税金を分け合うかというある意味でゼロサムゲームであったと言えます。

これに対して、今回のB E P Sプロジェクト

は、企業が経済活動を行つて利益を上げたところで正當に納税をしてもらうことを狙いとするもので、単なるパイの奪い合いではなく、価値が創造されたところでいかに課税すべきかという、税のあり方としては非常に本質的な議論ができたと思つています。

#### （税の協調）

一つ目として、戦後、為替や貿易など比較的国際協調が容易な分野では、IMFやGATT（現在のWTO）などの多国間の枠組みが整備されま

した。それに対し、税制は国家主権そのものですので、国際協調が相対的になじみにくい分野でした。このため、税に関しては、為替や貿易分野のような国際機関は存在しません。そのような中で、唯一OECDだけがグローバル・セツティング・ボディとして活動してきたわけです。

近年、実体経済がどんどんグローバル化し、国境を意識しないような経済活動が増えてくる中で、自國に外国企業を呼び込むことにより税源を増やそうとして、各國間で税率の引き下げ競争が起きました。イギリスでは、法人税率は二〇%から一八%まで引き下げられることになつています。さらに、アイルランドなどでは一二・五%まで下がっています。いわゆるタックスヘイブンについても言つては言つまでもありません。法人税率の引き下げを競つて、最後には法人税率がゼロになつてしまふのではないかという話もあるほどで、結果

的にどんどんお互いの体力を奪い合っている状況です。

）のような事態を指して底辺に向けての競争（race to the bottom）と言いますが、こうした競争をやめて、きちんととした議論を踏まえた上で、税の協調、タックス・ハーモナイゼーションを志向するような考え方が出てきたわけです。そうした中で、今回のB E P Sプロジェクトは、主権国家間での税の協調に向けて小さいながらも確かな一步を踏み出したものと言えるのではないかと考

えています。特に、O E C Dが各国の国内法の整備の方向性まで踏み込んで勧告を行つたのは非常に珍しいことでした。

一つは、中国やインドでは、日本企業にとつて税を巡るいろいろな問題が現実に生じています。今回、中国、インドを含めて、合意された国際課税ルールにきちんと合わせていこうということになりましたので、今後、こうした新興国で活動する日本企業にとって課税上の透明性は明らかに高まります。

（日本企業にとつての意義）

三つ目として、日本企業にとつての意義にも触れたいと思います。B E P Sプロジェクトを始め

もう一つ、仮に、欧米企業に比べて、日本企業

のタックス・プランニングに対する熱意が低く、

この面で日本企業が欧米企業に劣後していたとしますと、今回のBEPSSプロジェクトを通じ欧米

企業のタックス・プランニングに一定の抑制がか

かることによって、反射的に、日本企業の利益に

つながることになるわけです。最近では、経済界

にもBEPSSプロジェクトのこうした良い面をご

理解いただき、評価していただけるようになります。

した。

(日本の税制に対する信頼感の醸成)

最後に四つ目として、多国籍企業がルールの抜け穴を利用して租税回避をする行為に対し、日本もOECDと協調して取り組んでいる、必要な国内法の改正も行うという点を納税者に理解していいただくことで、日本の税制、公平公正な課税に対する信頼感が醸成されることになれば、私として

は非常にうれしいと思っている次第です。

私の話はこのくらいにさせていただき、御質問があればお受けしたいと思います。

増井理事長 浅川財務官、ありがとうございました。

た。うまく時間を配分していただいて、国際金融とBEPSSの両方を取り上げていただきました。

まだ若干時間がございますが、御質問等ござりますでしょうか。

質問者 国際金融の話で申しわけないのですが、

アジア通貨危機のときに比べて、アジア各国外貨準備は豊富だと言われています。しかし、外貨準備高の表面上の数字はともかく、それが本当に使える外貨準備なのかというイシューがあると思うのですが、その点は大丈夫なのでしょうか。

もう一つ、アジア通貨危機のときは先進国に余力がありましたので、短期の資金支援だけでな

く、中長期の資金支援も行つたと思ひます。今は、日本を含め、先進国に余裕がなくなつてゐるようと思われ、かつ、アジア各国も昔より経済規模が大きくなつておりますので、万一のことが起きますと大変ではないかと素朴に感じています。この点について当局はどのように見ておられるのか、御教示いただければ大変ありがたく存じます。よろしくお願ひします。

浅川 一点目について、外貨準備が本当に使えるのかということは、一九九七年の韓国で大問題になりました。当時、韓国にはある程度の外貨準備はあつたのですが、ふたを開けてみますと、流动性の供給のために国内の銀行に預金されていて、実際に使える外貨準備は公表されていたより少なく、結果的に危機に陥つたわけです。

IMFは、そのときの経験を踏まえ、外貨準備の定義を変えて、自国の銀行、金融機関に預けて

いる外貨資産は、流動性が欠如している場合には外貨準備から除外すべきであるとしています。

中国は、現在、三兆五〇〇〇億ドルほどの外貨準備を持つてゐるわけですが、習近平国家主席が、アフリカその他いろいろなところで、数兆円規模の援助を行うといったコミットをされていますが、その原資がどこから出てきているのかよくわかりません。もし原資が外貨準備であるとしますと、援助を行うことによって流動性が失われますから、論理的には、外貨準備から外さなければならぬようなことが起きるかもしれません。その点は、本来、IMFがきちんと精査すべきものですが、中国の外貨準備については内訳が公表されておりませんので、よくわからないというのが正直なところです。したがいまして、御指摘のとおり、国によつては、公表されている外貨準備額がある程度過大評価されている可能性はありま

す。御指摘の点について強い問題意識を持つているということです。

す。

二つ目に、一九九七年のアジア通貨危機の後、一九九八年秋に、日本も、新富澤構想として中長期の資金支援策を打ち出しました。これは、通貨危機への対応というより、むしろ、通貨危機から回復過程にあつた経済を後押しするというもので、JBICやJICAを使って、中長期の資金支援を行いました。

仮に、今後、危機が起き得るとして、それがど

のようないかわりませんが、各国がそれぞれ援助機関を持つており、日本にもJBICやJICAがあります。特にJBICは、今回法律改正まで行つて、インフラ支援をしようとしています。危機がないことを祈りますが、仮にもし生じてしまつたとしても、そうしたバイの機関を使うことによつて、ある程度の対応が可能で

アジア通貨危機の当時と大きく異なりますのは、マルチの枠組みです。二〇〇〇年代に入りましてから、例えば貿易の世界では、WTOの交渉が余りうまくいかず、代わつて二国間のFTAやEPAが拡大してきています。日本も、シンガポールとのFTAを皮切りとして、バイラテラリズムにある程度かじを切りました。このように、貿易の分野では、グローバリズムからバイラテラリズムに傾斜するような動きがありました。

通貨の世界でも、ヨーロッパでユーロという地域通貨ができました。アジアでも、成熟度合いは低いにせよ、チエンマイ・イニシアチブができる、IMFというグローバルな仕組みを補完するための枠組みが構築されました。このように、二〇〇〇年から二〇〇七、八年まで、さまざまな政策の場面でそうした地域主義への傾斜が見られた

わけです。

### 最近の国際課税を巡る議論

そうした動きが再び変化する契機となりましたのが、二〇〇八年のリーマンショックでした。これほど大きな危機に対しても、やはりグローバルな取り組みしかあり得ないということで、IMFやアジア開発銀行の資金の増強が図られました。結果的にIMFの資金は二倍に、アジア開発銀行の資金は三倍になりました。このように、二〇〇八年の金融危機をきっかけにして、リージョナリズム、バイラテラリズムから再びグローバリズムへの転換が起つたわけです。

こうした経緯を経て、現段階では、地域的ないろいろな金融協力の枠組みも発展してきましたし、他方で、IMF、世界銀行、アジア開発銀行といったマルチの枠組みの資金基盤もかなり充実してきました。したがいまして、今後、起つた得る危機に対しては、必要に応じてこれらの両面の

枠組みで臨機応変に対応していくのではないかと思っています。

増井理事長 一つだけ、非常にプリミティブな質問で申し訳ないのですが、BEPSSプロジェクトを進めていきますと、最終的にはタックスヘイブンはなくなることになるのでしょうか。

浅川 非常に良い質問を出させていただきました。

BEPSSプロジェクトでは、各国の国内法制の整備の方向性までは勧告することにしましたが、やるべきではないと考えて勧告を行わなかつたことの一つに、法人税率自体をどうするかということがあります。タックスヘイブンでは、税率はほとんどゼロ、もしくは極めて低水準です。世界各國で全ての国が同じ法人税率であれば、確かにBEPSSは起こり得ないことになります。しかし、法人税率を何%にするかは、租税高権、つまり主権の問題であり、そこにはやはり口を出すわけには

いかないという制約がありました。したがいまして、OECDとしては、あくまでも国家主権を尊重し、法人税率の差は所与の前提として、そういう中でもさらにいろいろなテクニックを駆使して行われるBEPsにどう対応するかということに議論の焦点を合わせたわけです。

ただ、法人税率の引き下げ競争は各国の体力を奪い、これが行き過ぎますと、各国の財政基盤の脆弱化を招くなど、良くない結果を招くことは明らかです。したがいまして、今日はあえて申し上げなかつたのですが、今後、BEPsプロジェクトの議論が継続され、より高次なレベルで税の国際協調が議論されるようになれば、最終的には、各国の税率をもう少し収斂させた方がよいのではないかといった議論になつても必ずしもおかしくないとは思つています。しかし、そこまではまだかなりの距離があるという感じは持つています。

**増井理事長** そろそろ時間でございますので、ここで今日の「資本市場を考える会」を終わらせていただきたいと思います。

最後に、浅川財務官に拍手をお願いいたします。（拍手）

（あさかわ まさつぐ・財務省財務官）

（本稿は、平成二七年一二月一〇日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

## 最近の国際課税を巡る議論

浅川 雅嗣 氏（財務官）

### 略歴

1981年大蔵省入省後、広島国税局廿日市税務署長、アジア開発銀行総裁補佐官、理財局課長補佐、主計局主査を歴任

1996年 IMF（国際通貨基金）財政局審議役に出向。2000年に財務省に復帰後、国際局地域協力課長、主税局国際租税課長、国際局為替市場課長、同開発政策課長、同総務課長を経て、2008年9月内閣総理大臣秘書官、2009年9月から副財務官、2012年8月から国際局次長、2012年12月から財務省国際局次長兼副総理・財務大臣秘書官、2013年6月28日から大臣官房総括審議官、2014年7月4日から国際局長、2015年7月7日より現職

2006年から2009年まで埼玉大学大学院経済科学研究科客員教授

2012年から東京大学大学院総合文化研究科客員教授

2002年から2004年までOECD租税委員会有害税制フォーラム議長、OECD租税委員会非加盟国協力委員会議長、2011年からOECD租税委員会議長

1981年東京大学経済学部卒業、1985年プリンストン大学行政学大学院にて行政学修士

### 主な著書

著書に「コンメンタール改訂日米租税条約」（大蔵財務協会：2005年3月）、「国際課税の理論と課題」（水野忠恒編著、税務経理協会：2005年2月）

主な論文に「国家財政破綻への対応」（フィナンシャル・レビュー：2011年1月）、「アジア通貨危機から10年」（金融経済研究：2008年4月）「中国の人民元切り上げをめぐって」（世界経済評論：2005年10月）、「アジア通貨制度について－バスケット通貨制度と共通通貨への道のり」（2004年11月日本国際貿易促進協会シンポジウム提出論文）、「日米租税条約の主な改正点」（租税研究：2004年4月）、「日米租税条約の改定について」（国際税務：2004年2月）、「日米租税条約の署名について」（ファイナンス：2004年1月）、「国際課税をめぐる当面の課題」（租税研究：2003年6月）、「財政を巡るいくつかのトピックス（上）（下）」（ファイナンス：1999年7月、8月）、「マネーサプライのアナウンスメントと利子率との関係について」（金融ジャーナル：1987年10月）

‘Base erosion and profit shifting (World Commerce Review, June 2012) ‘Response to State Fiscal Crisis-Drawing on Experiences in International Finance’ (Public Policy Review, Vol.7 No.1, June 2011, Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan)’ Transfer Pricing in a Global landscape’ (Tax Notes International, Vol.64, No.3, October 2011)’ Japan, International Taxation Policy’ (Asia-Pacific Tax Bulletin, 2003, IBFD) ‘The New Japan-US Tax Treaty’ (Asia-Pacific Tax Bulletin, 2004, IBFD)

## 「最近の国際課税を巡る議論～BEPSを中心に」

2015年12月10日(木)  
財務省財務官 浅川雅嗣

### 国際課税分野における主要課題

主要課題	主な内容	検討を行う国際機関等	各国の対応
BEPS行動計画	✓ 税源浸食と利益移転(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)を利用したグローバル企業による不当な税負担の軽減に対して、国際的に協調して有効に対処していくための対応策を策定。	OECD租税委員会 (議長:浅川財務官)、G20、G8	各種勧告を受けての条約・国内法の改正
自動的情報交換	✓ 外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処すべく、各国の税務当局が非居住者(個人・法人等)の口座情報を、年一回まとめて提供し合う枠組みの構築。 ✓ OECD租税委員会は、G8やG20の首脳・財相レベルの強い支持を受け、自動的情報交換の国際基準を策定し、2014年7月に、完成・公表。	OECD租税委員会、G20、G8、グローバルフォーラム(軽課税国を含む129の国・地域が参加)	国際基準に基づく自動的情報交換の実施のための国内法整備
租税条約	✓ 二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流を促進すべく各國間で締結。	OECD租税委員会	個別の二国間条約の締結・改正

## 最近の国際課税を巡る議論

### BEPSプロジェクトについて

#### ○ BEPS(税基侵蝕と利益転向、税源混同と利益転向)プロジェクトとは

- 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にズレが生じています。
- BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)という考え方の方針下、多国籍企業がこのようなズレを利用してすることで、課税所得を人目的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

#### ○ 背景・経緯

- 各国がグローバル化後に財政状況が悪化され、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まることを背景に、2012年6月、OECD税制委員会(議長:川島財務省財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20(財務大臣)からの委託を受け、2013年7月には「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、イングランド)も議論に参加。
- 2014年9月に「第一報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。

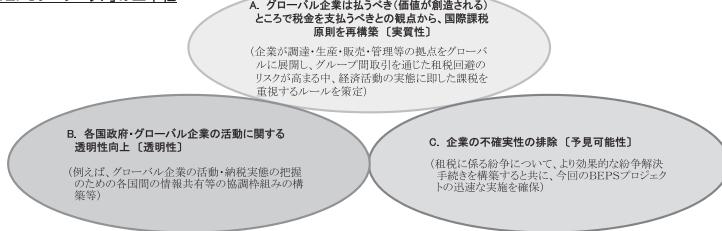
#### ○ 今後の取組み(ポストBEPS)

- 今後は、「ポストBEPS」として、以下の取組を実施していく。

- ① 各国で必要な法整備及び税制条約の改正作業・各国の実施状況のモニタリング
- ② 残された課題につき、継続検討
- ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築

2016年は、日本がG20議長国(中国がG20議長国)となることから、上記の取組みを重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各國と協調していく。

### 「BEPSプロジェクト」の三本柱



2

### BEPSプロジェクト最終報告書の概要

#### A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築(実質性)

##### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する溶渉課税のあり方等に関するルールラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の特例を柔軟化することで対応可能。更に、消費課税(B2B)に対する措置で対応できない問題について、物理的観念の存在を根拠として課税する現行税制とともに課税の実質性について、検討を継続。

行動1 電子経済上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

#### B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上(透明性)

##### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるよう透明度の構築を図った。

行動5 ルーニング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 今後検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化) → 28年度税制改正で対応予定

#### C. 企業の不確実性の排除(予見可能性)

##### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に問題する紛争を解決するための相互協調手続きをより効果的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な争議解決メカニズムの構築 → 対応済み

##### (2) 各国制度の国際的・法的性の確立

各国の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各國が協調して国内税制の国際的課題を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取扱いの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 国際子会社合算課税の強化 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動5 有税替への対抗 → 現存の枠組みで対応

##### (3) 國際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応していないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約基準の防止 → 租税条約の抵扣(含む行動)の中で対応

行動7 人為的PE認定回避 → 租税条約の抵扣(含む行動)の中で対応

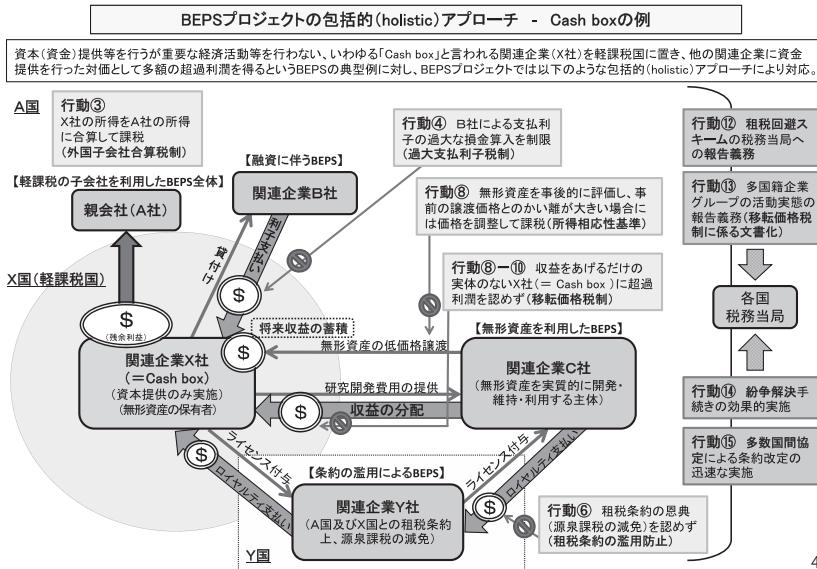
行動8-10 移転価格税制と価値創造の一貫 → 今後、法改正の要否を含め検討

##### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各國の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正は膨大な時間を要するところから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国籍間協定を2016年末までに策定する。

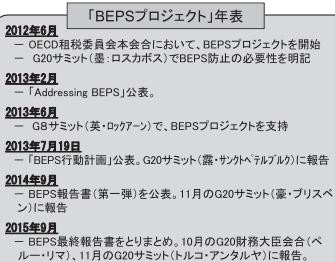
行動15 多国籍間協定の開発 → 参加予定

3



「税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト」

- 近年、各國がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めていた中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
  - この問題に対応するため、OECD租税委員会（議長：浅川・財務省財務官）は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ。G20からの要請も受け、2013年7月19日には「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画には、G20サミット（2013年9月5～6日、サンクトペテルブルク）に報告され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。
  - 行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（※）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD／G20 BEPSプロジェクト」を設けた。  
(※) 中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
  - OECDは2015年中にBEPSに有効に対処していくための対応策を取りまとめ、勧告するとのスケジュールを公表。  
2014年9月16日には、BEPSプロジェクトの第一弾報告書を公表。
  - 我が国は平成27年度税制改正において、第一弾の報告書における勧告を踏まえ、「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」、「外国子会社配当益金不算入制度の適正化」等の改正を実施。
  - 2015年9月にBEPS最終報告書をとりまとめ、10月のG20財務大臣会合（於：ベル・アントラル）に報告。11月のG20サミット（於：トルコ・アンタルヤ）に報告。



## 最近の国際課税を巡る議論

### 「BEPSプロジェクト」の議論の背景

- 課税権は国家歳入の中核であり、最も重要な国家主権の一つ
  - ・ 各国は自国の課税主権に基づき他の税制への影響とは独立に国内税制を設計
  - ・ その結果、複数の国で活動する企業に対しては、同じ所得に対する課税権の重複（二重課税）あるいは隙間（二重非課税）が生じる可能性
- 伝統的な国際課税ルールは、「二重課税」調整（=各国の課税権の配分）が主目的
  - 例：①「PE（恒久的施設）なければ課税なし」、②「独立企業原則（ALP）」
  - ・ これらの国際課税ルールの背後には「経済活動が行われた場所で応分の税を納めるべき」との考え方があることが想定される
  - 例①（PE）：価値を創出するためにはPEという物理的な施設が必要であった
  - 例②（ALP）：独立企業間の取引であればなされたらある価値の配分方法は、各々の企業の経済活動に見合った付加価値の配分として適切な尺度であった
- 近年、多国籍企業グループは、販売、知財管理、生産の各段階、雇用、マーケティング等をグローバルなレベルで最適な国・地域に配分（グローバル・サプライ・チェーン）
  - ・ 各国で異なる税制の隙間を利用することができる。
  - ・ 各国に展開されたグループ企業に自由に機能を配分。特に大きな付加価値を生み出す無形資産や資本は自由に国境をまたいでグループ企業間を移動することが可能。
  - ・ 更に、情報技術の発展により物理的な移動を伴わずに提供されるサービスが増大
  - ⇒ 各国の税制の隙間を利用して二重非課税を作り出したり、伝統的な国際課税ルールを機械的に適用して価値創造の場ではなく軽課税国・地域において所得を生み出すことが可能となっており、多国籍企業グループは、税引き後利益の最大化を目指して積極的にタックス・プランニングを実施
- 各国の税務当局は「二重非課税」や「価値創造の場と納税の場のかい離」に独自に対抗策を試みてきたが、一国のみでグローバルに展開する多国籍企業の租税回避を防止することには限界。また、伝統的な国際課税ルールも機能不全に陥り、新たな国際課税ルール（二重非課税の防止、価値創造の場を明らかにして課税権を配分）の必要性が高まっていた。
- 「BEPSプロジェクト」は上記のような背景のもと、2011年頃よりOECD租税委員会を中心に検討が進められ、リーマンショック後の多国籍企業の節税に対する問題意識の高まりの中、G20との共同プロジェクトとして開始。

6

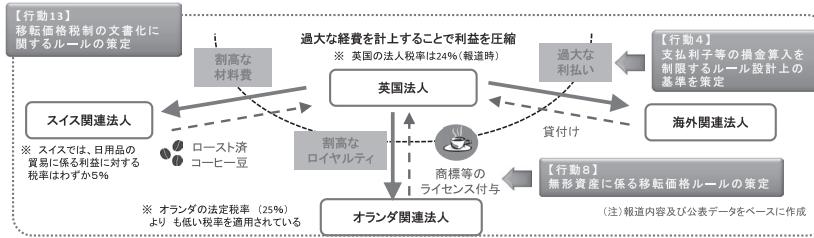
### BEPSプロジェクト（スター・バックス英国法人の租税回避を例に）

#### スター・バックス英国法人の租税回避（報道の内容）

- 1998年に英国での事業を開始して以来、30億ポンド（4500億円）の売上があったが、多額の損失が同時に計上されたため法人税の納付額はわずかに860万ポンド（13億円）。
- グループ内の海外関連法人に対する経費を計上することで利益を圧縮。

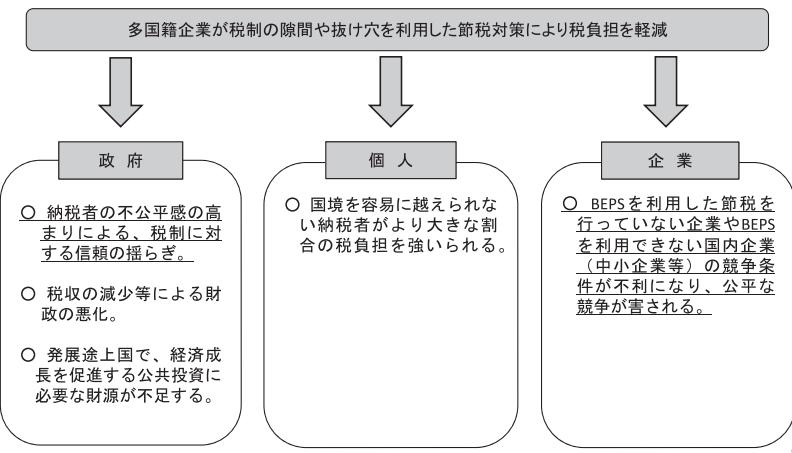
#### BEPSプロジェクトにより期待される効果

- 多国籍企業グループを利用した過大な利子支払を制限【行動4】
- 多国籍企業グループに対する適正な移転価格課税の実現
- 無形資産に係る移転価格ルール（無形資産の定義、独立企業間価格の算出法等）の策定【行動8】
- 多国籍企業グループの取引の全体像に関する情報（各國における利益、納税額、経済活動の概要等）に関する報告義務の国際的基準を策定【行動13】



7

BEPSの問題点



「BEPSプロジェクト」の意義

- 各国政府：BEPSによる税収の減少、租税回避行為阻止のためのコストの増加、税制に対する信頼の低下に対応できること。
  - ・個人納税者：多国籍企業の節税による個人納税者の相対的負担増を解消できること
  - ・法人：節税を行う多国籍企業との競争条件の不利を是正できること
- 長きにわたり課税権の「重複」すなわち「二重課税」の排除を主要な目的として国際的な協調が図られてきた税のコミュニティにおいて、課税権の「隙間」すなわち「二重非課税」をテーマとして国際的な協調を図ることを目指す取組みとなったこと
- 伝統的な国際課税原則が現代の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないという状況に対し、「経済活動が行われ、価値が創出される場所で応分の税を払うべき」という原則の下、国際課税原則を現代のビジネスモデルに適合させるよう国際課税原則の全体的な見直しを図ったこと
- これまで、国際課税の議論は、先進国はOECD、途上国は国連という各々の税コミュニティで別々に議論されてきたが、多国籍企業グループのグローバルな活動に対応するため、BEPSプロジェクトでは、OECD加盟国のみならず、G20メンバーの新興国や一部の途上国の参加も得て議論を行い、また、BEPSプロジェクトの成果を途上国に普及する取組も今後予定されていること
- 経済界との議論も、これまでの、「二重課税の排除」、「税制の規定の明確化」、「事務手続きの簡素化」といった実務的な要望に関するものから、「二重非課税の防止」や「価値創造の場での課税」といった本質的な議論に発展したこと

## 最近の国際課税を巡る議論

### G8首脳サミット 安倍総理大臣発言(税部分)に関する事後記者ブリーフ (2013年6月17-18日於:ロッカーン)

- 税金の話というのは専門的になりがちだが、実は政治そのものである。特に国民は税制が公平かどうかということに注目している。税制が多国籍企業に対して公平かどうか、多国籍企業が払うべきところで税金を支払っているのかという点が問題である。企業は地域のインフラや安全を享受していることから、払うべきところで税金を払うことが重要である。
- この問題に各国が真剣に取り組み、ルールを作ることが、公平な税制や公平な社会の建設に役立つ。時代の変化に税制が追い付いていない中で、多くの企業がこれを利用していることが問題である。このため、各国による、税源獲得を目指した税負担の軽減競争を避け、OECD租税委員会の税源浸食と利益移転に関する活動等において、協調して各国の税制の調和を図ることが不可欠であり、G8諸国が最大限協力していくべきである。
- また、税金の自動的情報交換については、日本は、これを積極的に実施してきている。今後、OECDで国際基準が策定されることを期待する。

10

### G7サミット首脳宣言 (仮訳抜粋) (2015年6月7-8日於:独・エルマウ)

#### 租税

我々は、全ての人々にとっての公正さと繁栄のために不可欠な、公正かつ現代的な国際課税システムを達成することにコミットしている。したがって、我々は、G20/OECD税源浸食・利益移転(BEPS)行動計画に関する具体的かつ実行可能な勧告を本年末までに取りまとめるという我々のコミットメントを再確認する。更に進んで、共同行動計画の効果的な実施を確保することが極めて重要であり、我々は、G20及びOECDに対して、この目的を達成するための対象を特定したモニタリングプロセスを構築することを援助する。我々は、国境を越える税のルーリングに関する自動的情報交換を強く促進することにコミットする。さらに、我々は、所要の法制手続を完了することを条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換のための新しい単一の国際基準を全ての金融センターを含めて迅速に実施することに期待する。我々はまた、要請に基づく情報交換のための国際基準を未実施又は適切に実施していない国・地域に対し、迅速な実施を要請する。

我々は、脱税、汚職及び不正な資金の流れを生むその他の活動と闘う上での実質的所有者の透明性の重要性を認識し、自国の行動計画の実施に関する最新情報を提供することにコミットする。我々は、国際課税に関する議題について開発途上国と協働するという我々のコミットメントを再確認し、引き続き開発途上国の税務行政能力の構築を支援する。

さらに、我々は、二重課税のリスクが国境を越えた貿易及び投資の障壁とならないことを確保するため、拘束的強制的仲裁を創設するというコミットメントを含め、租税に関する既存の国際的な情報ネットワーク及び国境を越えた協力を強化するよう努力する。我々は、BEPsプロジェクトの一環である拘束的仲裁に関してなされた取組を支持し、他国に対し、我々と共にこの重要な取組に参加することを奨励する。

11

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳抜粋)  
(2015年9月4-5日 於: トルコ・アンカラ)

11. 世界規模で公正かつ現代的な国際課税システムへ到達するという我々のコミットメントに則り、我々はG20/OECD 税源浸食・利益移転(BEPS)行動計画の実行の最終段階にある。15の行動項目全ての最終パッケージは10月までに取りまとめられる見込まれる。我々は、次回リマでの会合でそのパッケージを点検し、アンタルヤで首脳に提出する。同プロジェクトの有効性は、いかに広範かつ首尾一貫して実施されるかにかかっている。我々はBEPsプロジェクトの成果の世界規模での実施状況、特に国境を越える税のルーリングに関する情報交換の実施状況をモニタリングするに当たり、対等な立場で作業を続ける。我々はOECDに、2016年の早い時期までに、関心のある非G20諸国・地域、特に発展途上国との対等な立場での関与を得つつ、枠組みを整えることを求める。我々は、関心のある発展途上国に対し、それらの国が直面するBEPsを含む国内資金の動員の課題に対処するための適切な技術支援を提供するIMF、世界銀行グループ、国連及びOECDによる取組みを歓迎する。我々は課税システムの透明性を高めるための作業を続け、既に合意されている自動的情報交換の実施スケジュールを再確認する。我々は実質的所有者の透明性に関するG20 ハイレベル原則を実施するとのコミットメントを再確認し、各国の実施の更なる進捗を期待する。我々は非G20諸国の国際課税分野への関与を強化する取組みを支持し、税に関する国際協力に関するアシシアベバ行動目標の下での決定を歓迎する。

12

G20サミット首脳宣言 (仮訳抜粋)  
(2015年11月15-16日 於: トルコ・アンタルヤ)

15. 世界規模で公正な、かつ、現代的な国際課税システムを達成するため、我々は、野心的なG20/OECD 税源浸食・利益移転(BEPS)プロジェクトの下で策定された措置のパッケージを支持する。広範で、かつ、首尾一貫した実施は、特に国境を越える税のルーリングに関する情報交換に関するプロジェクトの有効性にとって極めて重要である。したがって、我々は、このプロジェクトの適時の実施を強く求めるとともに、開発途上国を含む全ての国・地域に対して参加を奨励する。BEPsプロジェクトの実施状況をグローバルに監視するため、我々は、OECDに対し、2016年の早い時期までに、開発途上国を含め、BEPsプロジェクトの実施にコミットする関心のある非G20諸国・地域の対等な立場での関与を得つつ、包摂的な枠組みを策定することを求める。我々は、関心のある開発途上国に対し、それらの国が直面するBEPsによるものを含む国内資金の動員の課題に対処するための適切な技術支援を提供するIMF、OECD、国連及び世界銀行グループによる取組を歓迎する。我々は、関心のある非G20開発途上国における実施のタイミングは他の国々と異なり得ることを認識し、その枠組みの中でそれらの国の状況が適切に対処されることを確保するようOECD及びその他の国際機関に期待する。我々は、我々の課税システムの透明性向上に向けて前進しており、要請に基づく情報交換を行い、また、2017年又は2018年末までに自動的情報交換を行うとの我々のこれまでのコミットメントを再確認する。我々は、他の国・地域の参加を招請する。我々は、国際課税の諸課題における開発途上国との関与の強化のための取組を支持する。

13

## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動1 電子経済の課税上の課題への対処

#### 背景及び行動計画の概要

- 電子商取引等の電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPSを含む課税上の課題について対応を検討。

#### 報告書の概要

- 電子経済の発達に伴いBEPSが助長される一方、電子経済に特有のBEPSは存在せず、行動3(外国子会社合算税制の強化)、行動7(恒久的施設認定の人の回遊の防止)、行動8-10(移転価格税制)等の他の行動計画の勧告内容を実施することで、BEPSに対しては実質的に対応可能との結論に至った。

- 付加価値税(VAT)について、国境を越えて提供されるサービスへの課税について以下を提示。
  - ✓ B2B取引: 原則として、課税地は顧客が所在する国とし、徴税の仕組みはリバースチャージ方式を用いる。
  - ✓ B2C取引: 課税地は顧客が居住する国とし、徴税の仕組みは国外の事業者が事業者登録を行った上で徴収する。

(注)日本は平成27年度税制改正において、国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直しを実施済み。

- BEPS対抗措置や付加価値税で対応できない問題については、従来のPE概念に代わる概念の導入等の複数のオプションが検討された。ただし、各國が、条約上の義務と整合的なかたちで、当該オプションを国内法上の措置として導入することは認められたものの、現在の電子経済の状況を前提にすれば、現時点で勧告としての採択は見送られた。オプションの導入可能性について、引き続き検討が行われる。

#### 今後の対応

- 電子経済の今後の発展が国際課税に与える影響や、他の行動計画の勧告内容が電子経済に与える影響等についてモニタリングを実施。
- 2016年中に今後の作業の詳細なマンデーを策定し、2020年までにモニタリングの結果を踏まえた報告書を作成。

14

#### (参考) 検討されたオプション

##### 1. Significant Economic Presenceに基づく課税

###### <概要>

- 従来のPE概念が源泉地国に物理的なネクサスを求めていたのに対し、源泉地国に十分な電子的なネクサス(例:ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等)があり、一定の売上額をあげていれば、Significant Economic Presenceを有すると認定し、従来のPEと同様に、Significant Economic Presenceに帰属する所得に対して課税する。

###### <課題>

- Significant Economic Presenceの認定要件の設定が困難。
- Significant Economic Presenceに帰属する所得の算定が困難。

##### 2. 電子商取引に対する源泉徴収

###### <概要>

- 国外からオンラインで提供される物品又は役務について、国外提供者への課税として、対価の支払に源泉徴収を行う。

###### <課題>

- 源泉徴収の対象範囲の設定が困難。
- B2C取引において、消費者に源泉徴収義務を課すことが困難。
- GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。

##### 3. 平衡税(equality levy)の導入

###### <概要>

- 国内事業者には課税されているにもかかわらず、国外事業者には課税されない(さらに、居住地国でも課税されないこともある)といった課税上の不公平を是正するために、平衡税を課す。

###### <課題>

- 平衡税の対象範囲の設定が困難。
- GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。
- 源泉地国との平衡税と居住地国との法人税の二重課税が生じるおそれ。

15

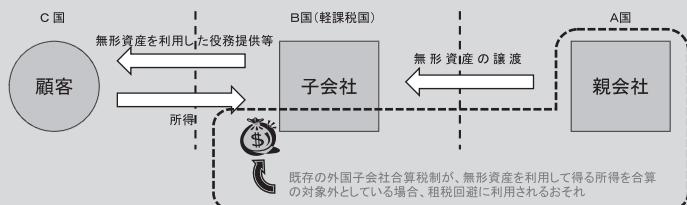
(行動1参考) 外国子会社合算税制の強化(行動3)による電子経済への対応

背景

- 外国子会社合算税制とは、軽課税国等に設立された子会社へ所得を移転することによる租税回避に対処するため、外国子会社の所得に相当する金額について、親会社の所得とみなし、それを合算して課税する制度。
- 電子経済におけるビジネスモデルでは、無形資産(例、音楽配信等の知的財産)を利用するが多く、無形資産を用いた租税回避のケースが見受けられる。

問題点

- 親会社が保有する無形資産を軽課税国に所在する子会社に譲渡し、当該子会社を通じて当該無形資産を利用した商品や役務を提供することにより、子会社自体が実質的な経済活動を行っていないにもかかわらず、子会社に所得を集めることができる。
- 親会社所在地国の外国子会社合算税制が、無形資産を利用して得る所得を合算対象としていない場合、租税回避が可能。



行動3による解決

- 行動3では、外国子会社合算税制の設計に関するベストプラクティスを勧告しており、同ベストプラクティスには、軽課税国に移転された無形資産を利用することによって子会社が取得する所得を合算の対象とすることが含まれている。

16

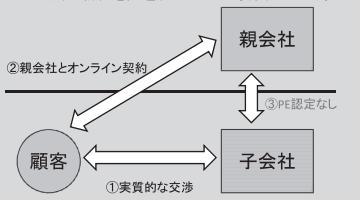
(行動1参考) 恒久的施設認定の人為的回避の防止(行動7)による電子経済への対応

背景

- 恒久的施設(PE)とは、事業を行う一定の場所(支店等)をいう。企業が外国で事業を行う場合、外国にその企業のPEがなければ、当該外国は課税できない(「PEなければ課税なし」)。

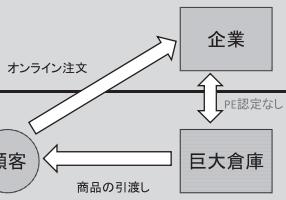
問題点①

- 現行のモデル条約では、企業の名において契約を締結する者は、代理人PEとして、PEに該当する。
- 電子経済においては、実質的な交渉は現地子会社の販売部門が行うが、実際の契約は親会社が締結することにより、PE認定を回避するケースが見受けられる。



問題点②

- 現行のモデル条約では、商品の引渡しや購入のみを行う場所等は、その活動が企業の本質的活動である場合でPEと認定されない。
- そのため、書籍等のオンライン販売のために保有する巨大な倉庫が、PEと認定されない。



行動7による解決

- PEと認定される代理人の活動に、「契約の締結に繋がる主要な役割を果たすこと」を追加する。

行動7による解決

- 商品の引渡しのみを目的としていたとしても、事業の本質的部分を構成するオンライン販売のための巨大倉庫等については、PEと認定する。

17

## 最近の国際課税を巡る議論

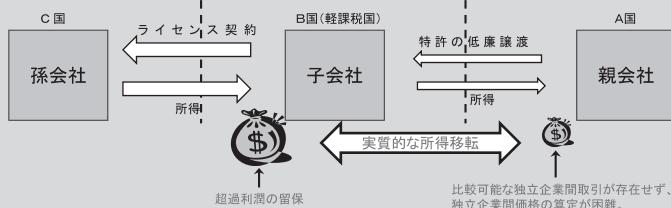
### (行動1参考) 移転価格ルールの策定(行動8~10)による電子経済への対応

#### 背景

- 移転価格税制とは、関連企業間の取引を、独立企業間における取引の条件に引き直して課税することにより、多国籍企業グループ内における所得移転を防止する制度。
- 電子経済におけるビジネスモデルでは、無形資産を利用することが多いところ、無形資産の独立企業間価格を算定することは困難であり、現行のOECD移転価格ガイドラインでは適切に対応できないおそれ。

#### 問題点

- 親会社が開発した特許等の無形資産を実際の価値よりも廉価で軽課税国(子会社)に譲渡し、子会社が当該無形資産を利用して利益を上げて軽課税国に超過利潤を留保する場合について、特許等の無形資産の譲渡は比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な独立企業間価格を算定することが困難。



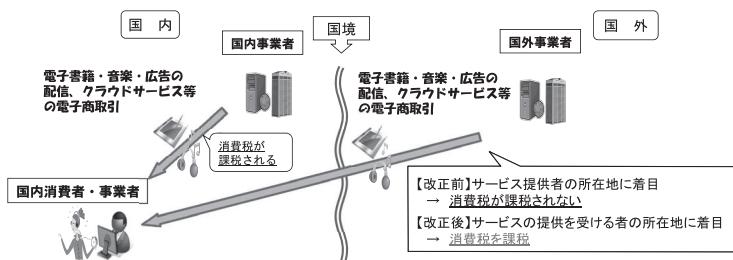
#### 行動8~10による解決

- OECD移転価格ガイドラインを改訂し、無形資産の予測収益の割引現在価値に基づいて無形資産の価値を評価するDCF (Discounted Cash Flow)法を導入するとともに、一定の要件の下、事後の収益に基づいて譲渡時の予測便益(移転価格)を修正することを認める。

18

### 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(27改正)

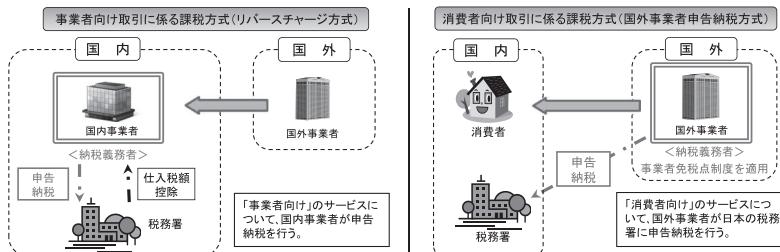
- 国内外の事業者間で競争条件を揃える観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に、消費税を課税することとし、平成27年10月1日から施行。
  - 電子商取引以外の国境を越えた役務の提供に対する課税の在り方についても、OECDにおける議論も踏まえつつ、今後検討を進める。
- (注)電子商取引:電気通信回線を介して提供されるサービスで、他の取引に付随して行われるもの以外のもの。



19

## 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(課税方式)

- サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、
  - ① 事業者向け取引<sup>(1)</sup>については、「リバースチャージ方式」<sup>(2)</sup>を導入し、
  - ② 消費者向け取引<sup>(1)</sup>については、国外事業者が申告納税を行う方式とする。
    - (1)「事業者向け取引」はサービスの性質や取引条件等から、事業者向けであることが明らかな取引(広告配信等)。「消費者向け取引」は、それ以外の取引(電子書籍・音楽の配信等)。
    - (2)通常であればサービスの提供者が納税義務者となるところ、サービスの受け手に納税義務を課す方式。
    - (3)課税売上割合が95%以上の事業者においては、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外する。
    - (4)日本に事務所等を有しない国外の納税義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者(納税管理人)を置くこととなる。
- 「納税なき仕入税額控除」を防止する観点から、国外事業者の登録制度(国内に税務代理人を置くこと等が条件)を設け、国外事業者から提供を受けた消費者向けサービスについては、当該国外事業者が登録を行っている場合のみ、仕入税額控除を認める。



20

## 行動2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化(国内法関係)

## 背景及び行動計画の概要

- 金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異(ハイブリッド・ミスマッチ)を放置しておくと、BEPSに悪用されるおそれがある。
- ハイブリッド・ミスマッチの効果を無効化するための国内法上・租税条約上の措置を検討。

## 報告書第1部(国内法関係)の概要

- ハイブリッド・ミスマッチを類型化(单一の支出に対する二重損金算入、受領者国での益金算入を伴わない支払者国での損金算入、単一の外国税額に対する二重外国税額控除等)した上で、その効果を無効化するための国内法上の措置を勧告。
- その中の一つとして、国際的二重課税の排除のために措置されている外国子会社からの配当にかかる益金不算入制度について、子会社において損金算入される(=課税されない)配当については不算入制度の適用外とすべき、と勧告。
- また、実施ガイダンスとしてのコメントを作成し、公表。

## 日本の対応

- 日本においては、報告書における勧告を踏まえ、平成27年度税制改正において、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当については、配当を受け取った日本の親会社において外国子会社配当益金不算入制度を適用しないこととした。

21

## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化（総括表）

行動2に関する報告書の概要				
ミスマッチ	取決め	勧告されたハイブリッド・ミスマッチ・ルール		
		一次対応	防御ルール	スコープ
支払国において損金控除/受領国において益金不算入 [Deduction/ No inclusion (D/NI)]	主にハイブリッド金融商品	支払者における控除否認	通常の所得として算入	「関連者（資本関係25%以上等）」等に限定
	支払国で損金算入される配当	控除可能な支払に対する受取配当免税の否認		
二重損金算入 [Double deduction (DD)]	主にハイブリッド事業体	親会社における控除否認	支払者における控除否認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一次対応は制限なし</li> <li>○ 防御ルールは「支配グループ（資本関係50%以上等）」等に限定</li> </ul>
		<p>※二重算入所得（ハイブリッド事業体の所得）を超えた額（超過控除）に適用</p> <p>※超過控除は繰越可（超過控除が相手国において二重算入所得以外の所得と相殺されないことを証明した場合には、控除可）</p>		

22

### 外国子会社配当益金不算入制度の見直し(平成27年度改正)

#### 【概要】

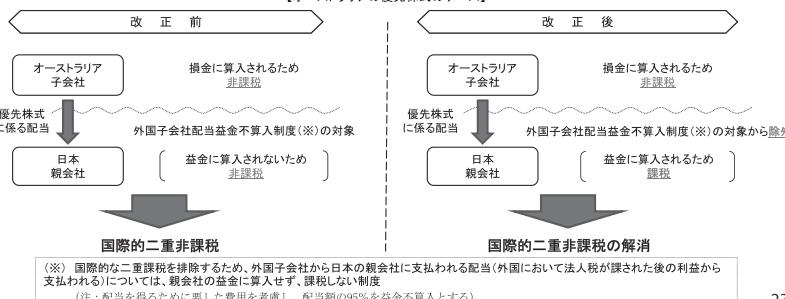
BEPS(※)プロジェクトの勧告を踏まえ、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当（例：オーストラリアの優先株式等）については、支払いを受けた日本の親会社の益金に算入して課税する（二重非課税を防止）。

(※) Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転

#### 【適用関係】

- 平成28年4月1日以後開始事業年度から適用。
- なお、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に受けける配当（平成28年4月1日において保有する外国子会社に該当する外国法人の株式等に係るものに限る。）については、従前どおり。

#### 【オーストラリアの優先株式のケース】



23

## 行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化（租税条約関係）

## 報告書第2部（租税条約関係）の概要

## ① 両国で居住者とされる者（双方居住者）の取扱い

双方居住者が、租税条約の振分けルールにより、租税条約の適用上相手国の居住者として取り扱われる場合に、国内法の適用上は依然として居住者として取り扱われると、国内法上の居住者としての有利な取扱いと租税条約の非居住者としての特典のいずれも享受することとなる。

このような不當な特典の享受については、国内法に「租税条約の適用上相手国の居住者とされる者は、国内法の適用上非居住者とみなす」という規定を置くことで対応できる。

## ② 両国で課税上の取扱いが異なる団体（課税上透明体）の取扱い

課税上透明体を通じて取得される所得について生ずる二重課税及び不當な特典の享受を防止するため、源泉地国側が相手国での取扱いに合わせて、相手国で居住者とされる者の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の特典を与えることとする規定を、モデル条約に追加する。

## ③ 報告書第1部が勧告する国内法上のハイブリッドミスマッチ・ルールと租税条約との関係

・損金算入否認ルールは、(1)モデル条約第7条（事業利得）の下では、PE帰属利得に対する具体的な課税方法（損金算入の範囲等）は各国内法に委ねられているため、同条に反しない、(2)所得の取扱いの差異に基づくルールであるから、居住者・非居住者の区分等に基づく差別の取扱いを禁止するモデル条約第24条（無差別待遇）に反しない。

・国内法上の受取配当益金不算入制度の適用停止措置は、租税条約で国外所得免除方式が採用されている場合には、国内法に対する租税条約優先により無効化されるため、租税条約では外国税額控除方式を採用すべき。

## 今後の対応等

OECD：租税条約に関連するBEPS対抗措置を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結（行動15）。

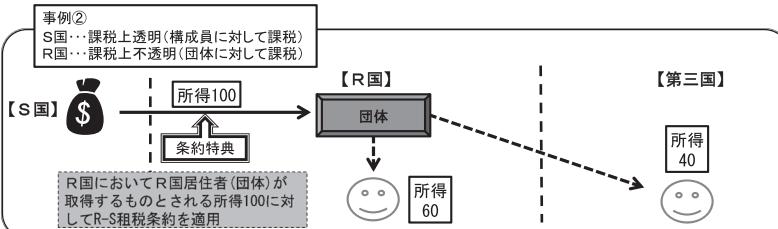
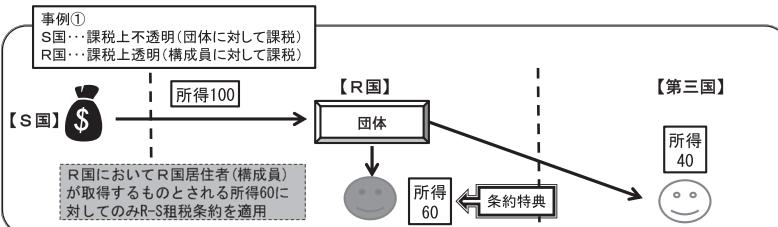
日本：いずれの措置も国内法又は租税条約において対応済み。

多数国間協定交渉への参加を含め、BEPS対抗措置を含む租税条約を拡充。

24

## （参考）行動2 ハイブリッドミスマッチ（租税条約関係）

## 課税上透明体に関する規定



25

## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動3 外国子会社合算税制の強化

#### 背景と行動計画

軽課税国等に設立された相対的に税負担の軽い外国子会社を使ったBEPSを有効に防止するため、適切な外国子会社合算税制の設計について検討。

#### 報告書の概要

- 外国子会社合算税制を、6つの構成要素(①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算方法、⑥二重課税の排除方法)に分けて勧告。
- 各勧告において、各国が自らの有する租税制度全般に関するポリシーや国際的義務等に沿って柔軟に制度設計することを容認。
- 外国子会社への所得移転は、外国子会社設立国以外で行われた価値創造活動とそれにより生み出された所得を分離することにより行われるため、外国子会社合算税制は、外国子会社の所得のうち、実質的な経済活動を伴わないものを、親会社の利益とみなして合算する。
- 特に、所得移転に利用される恐れがある所得(例えば、持株会社、金融業、invoicing company(商品等を他の関連者から購入し、付加価値なしに他国に転売する会社)、知的財産(IP)やデジタル商品・サービス、キャプティブ保険・再保険から生じる所得)が対象に含まれる。
- 外国子会社合算税制の有する移転価格税制の補完(back stop)機能も重要。Cash box化した子会社が取得するfunding returnは必ず合算対象とされるべき。

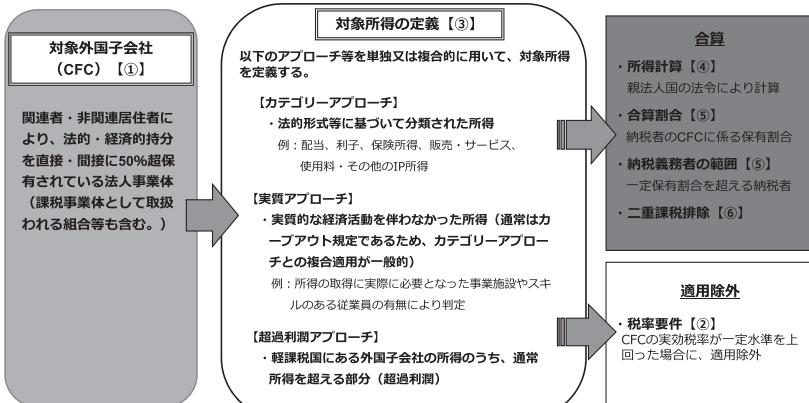
#### 今後の対応

各国が勧告を踏まえて、他のBEPS対策と合わせた統合的な効果も勘案し、所要の措置を講ずる。日本についても、勧告の内容に基づき、外国子会社合算税制のあり方について改めて検討する。

26

### 外国子会社合算税制の強化に関する報告書（概要）

- 外国子会社合算税制を主要な構成要素に分解して、それぞれに勧告を設計する。
- 構成要素: ①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算方法、⑥二重課税の排除方法



27

## 行動4 利子控除制限ルール

## 背景及び行動計画の概要

支払利子が損金算入されることを利用して、相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に利子を支払うことによるBEPSに対処するため、過大に支払われた利子の損金算入の制限を検討。

## 報告書の概要

企業が支払う利子について、以下のルールに従い損金算入を制限することを勧告。

○固定比率ルール（基本ルール）。これに、下記の各オプションを組み合わせることが可能。）

・企業毎に、純支払利子/所得(EBITDA)比率が基準固定比率を超える場合、超過部分の利子の控除を制限。

・日本での過大支払利子税制が該当。

・基準固定比率は、各国が各々の事情（経済状況等）を踏まえ、10～30%の範囲内で決定。

○グループ比率ルール（オプション）

・企業の属する多国籍グループ全体のグループ外への純支払利子の対所得（グループ全体のEBITDA）比率が基準固定比率より高い場合は、グループ全体の比率まで当該企業の利子損金算入を容認。

○特別ルール（targeted rule）（オプション）

・支払利子比率に基づく上記ルールを補完するため、過少資本税制等を導入。

○デミニマスルール（オプション）

・純支払利子額が一定の基準を下回った場合には、BEPSリスクが低いため、比率と無関係に控除容認。

○超過利子の繰越等（オプション）

・所得の異常変動や期ずれによる利子控除制限を平準化するため、繰越控除等を容認。

## 今後の対応

勧告の内容に基づき、過大支払利子税制等につき制度改正の必要性について検討する。

## 利子控除制限ルール（固定比率ルール・グループ比率ルール）

## ○固定比率ルール

・単体企業の利子損金算入について、一定の純支払利子 / EBITDA 比率（10～30%の範囲で各国が設定）を超えた部分を控除制限。

## ○グループ比率ルール（オプション）

・グループ比率（グループ全体の純支払利子 / グループ全体のEBITDA 比率）まで利子損金算入を容認。

## 【固定比率ルール】

企業 A の EBITDA (※1)

純支払利子額

その他  
当期の税額

当期税引後 所得金額

企業 A の EBITDA  
×  
[10～30%] (※2)

損金算入限度額

損金不算入

※1 EBITDA = 税引後当期所得 + 純支払利子 + 減価償却費 + 特別償却 + 当期税額

※2 日本の過大利子支払税制においては 50%

## 【グループ比率ルール】

企業 A の EBITDA

×  
グループ比率 (※3)

損金算入可

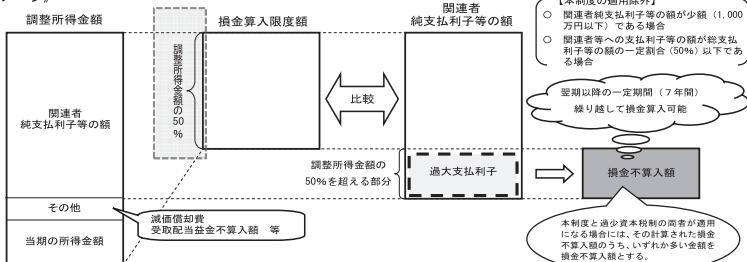
※3 グループ比率 =  $\frac{\text{グループ全体の純支払利子}}{\text{グループ全体のEBITDA}}$

## 最近の国際課税を巡る議論

### (参考) 日本の過大支払利子税制の仕組み

- 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注)のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない(平成24年(2012年)導入)。

#### 《イメージ》



(注) 関連者等(直接・間接の持分割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。)の合計額からこれに応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

30

### 行動5 有害税制への対抗

#### 背景及び行動計画の概要

- OECDは、1998年の「有害な税の競争報告書」の公表以来、各国の優遇税制のうち、一定の要件(注)にあてはまるものを有害な税制として改廃を懇意にした。
- (注)は、(1)所得(金融・サービス業等の経済活動から生じる所得)について、以下の①～④の条件に当たる各国の優遇税制等を有害と判断。
  - ①無税又は低税率、②外国企業のみを対象(リングフェンス)、③透明性の欠如、④有効な情報交換の欠如
- ④情報交換に関する審査については、リーマンショック後のタックスヘイブン地域の情報提供の欠如に対する批判を受け、2009年に強化されたグローバルフォーラムへ移管。
- BEPSプロジェクトにおいては、
  - ②リングフェンスの基準に関連し、金融所得・無形資産関連所得等に対する優遇税制(パテントボックス税制等)の場合、その適用が内外無差別なことから、従来の審査基準では有害性の判定が困難であるところ、審査基準を強化・拡張すべく検討(実質性)。
  - ③透明性の基準に関連し、不透明なルーリングにより、個別に企業に対し、税を優遇している問題に対応する必要性から、新たな基準を検討。
  - ④加盟国のみならず、BEPSアソシエイトさらには非加盟国に審査対象を拡大することを企図。

#### 報告書の概要

##### I 経済活動の実質性に関する新基準

- パテントボックス税制<sup>(※)</sup>の優遇措置は国内で開発活動を行っている割合に応じて比例的に適用。その他の優遇税制に関する実質性基準については、今後検討。
- (※)特許権等の知的財産から生まる利益に対して、通常の法人税率より低い税率を適用する税制

##### II 制度の透明性に関する新基準

- 他国の税源に影響しうるルーリング<sup>(※)</sup>を提供した当局に、影響を受ける国の当局への通知を義務付け。
- (※)個別の納税者の課税関係に関して税務当局が提供する、申告の際に依拠し得る助言・情報・取締め等

##### III 加盟国及びBEPSアソシエイト諸国との税制の審査結果の公表

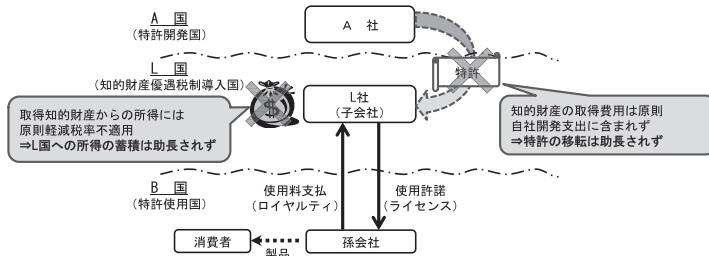
#### 今後の対応

- パテントボックス税制保有国は、新基準に沿った改正を2015年中に開始、2016年6月末までに完了。(既に恩典を受けている納税者に対しては2021年6月末まで適用可。)
- ユーロのAPAsを含むルーリングに関する自発的情報交換義務化への対応。※日本は既存の情報交換の枠組みで対応。
- 非G20・非OECD加盟国に対する有害税制審査対象の拡大。
- 実体性・透明性以外の観点からの有害税制の審査基準の強化・拡張の検討。

31

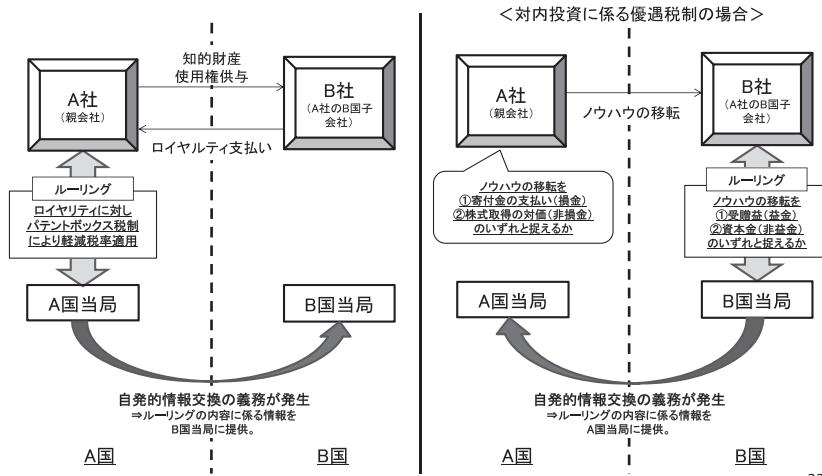
## 知的財産優遇税制の有害性除去のための新基準の概要

- ✓ 知的財産開発費用の総額に占める国内での自社開発支出（※関連者への外注費、他社の知的財産の取得費は含まず）の割合に応じて、優遇税率を適用する所得の額を算定。
  - ✓ 企業負担増加への配慮の観点から、関連者への外注費等について、自社開発支出の3割を上限として、自社開発支出に含めることを許容。
  - ✓ また、現行制度を利用している納税者への配慮の観点から、有害性のある現行制度の修正を行うに当たり、下記の通り猶予期間を設定。
    - 2015年中：新基準適用に伴う所要の法改正を開始。
    - 新制度の発効時、又は、2016年6月30日まで：既存の優遇税制の新規適用を停止。
    - 2021年6月30日まで：既存の優遇税制を完全廃止。



32

## ルーリングに関する情報の関係国への通知義務付けのフレームワーク（イメージ）



33

## 最近の国際課税を巡る議論

### 通知が義務付けられるルーリング及び対象国

対象となるルーリング	対象国
○ 以下の税制に関するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶会社優遇税制、銀行業優遇税制、保険業優遇税制、ファイナンシング及びリース業優遇税制、ファンドマネジメント優遇税制、統括会社優遇税制、配送センター優遇税制、サービスセンター優遇税制、知的財産優遇税制、持株会社優遇税制</li> <li>そのほか、FHTPによって優遇税制として認められる税制</li> </ul>	以下の①～③に該当する全ての国： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 優遇税制適用対象取引に関わっている関連者(出資比率25%以上)の居住地国</li> <li>② 究極の親会社の居住地国</li> <li>③ 直近の親会社の居住地国</li> </ul>
○ ユニのAPAを含む移転価格に関する国境をまたぐユニのもの、及びルーリング発出国における課税所得の一方的な下方修正をもたらす国境をまたぐもの	以下の①～③に該当する全ての国： <ul style="list-style-type: none"> <li>① ルーリングの対象取引に関わっている関連者(出資比率25%以上)の居住地国</li> <li>② 究極の親会社の居住地国</li> <li>③ 直近の親会社の居住地国</li> </ul>
○ PE認定に関するもの	以下の①～③に該当する全ての国： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本店所在地国又はPE所在地国</li> <li>② 究極の親会社の居住地国</li> <li>③ 直近の親会社の居住地国</li> </ul>
○ 関連者間導管取引に関するもの	以下の①及び③に該当する全ての国： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導管法人に対して直接又は間接に支払いを行っている関連者(出資比率25%以上)の居住地国</li> <li>② 導管法人に対する支払いの究極の実質的所有者の居住地国</li> <li>③ (上記②に含まれていない場合、)究極の親会社及び直近の親会社の居住地国</li> </ul>

34

### 加盟国及びBEPSアソシエイト諸国の優遇税制の審査

- ✓ 最終報告書においては、加盟国及びBEPSアソシエイト諸国の43の優遇税制の審査結果を公表（そのうち16については知的財産優遇税制）。
- ✓ 審査に当たっては、1998年レポート『有害な税の競争：起こりつつある国際問題』において定められた4つのkey factorsと8つのother factorsを適用（知的財産優遇税制に係る審査については、実質性基準及び透明性基準も適用。）。
- ✓ FHTPによる有害税制の審査は、以下の3段階からなる。
  - (1) FHTPの審査対象に含まれるかどうかの判定
  - (2) 1998年レポートにおいて定められた4つのkey factors及び8つのother factorsに該当するかの判定
  - (3) 実体経済に及ぼす影響に関する判定
- ✓ 知的財産優遇税制については、有害性除去のための新基準に適合しておらず、審査対象国による見直しが必要。

#### (1)FHTPの審査対象に含まれるかの判定

FHTPの審査対象となる税制は、①金融及び無形資産の提供その他のサービス活動から生じる所得（「足の速い所得」）を適用対象に含むもの、かつ、②対象所得に対して通常の実行税率よりも低い実効税率を適用するものに限られている。

#### (2)4つのkey factors及び8つのother factorsに該当するかの判定

FHTPの審査対象に含まれると判定された税制は、次に、1998年レポートにおいて有害性の判定基準として定められた、4つのkey factorsと8つのother factorsに該当するか否かを判定される。

一まずは実効税率が低いもしくはゼロであることが必要（ゲートウェイ基準）。

一ゲートウェイ基準を充足した上で、更にその他の3つkey factors、また必要だと判断される場合には8つのother factorsに照らして、いずれか1つの基準に該当する場合には当該税制を、「潜在的に有害（potentially harmful）」と判定。

#### (3)実体経済に及ぼす影響に関する判定

潜在的に有害と判断された税制に関しては、当該税制の適用状況等に基づき実際の経済上の影響を分析し、「実際に有害（actually harmful）」に該当するか否かを判断。実際に有害と判断された税制は、廃止・又は有害と判断された要素の除去が懸念される。

35

## 行動6 税制条約の濫用防止

## 背景及び行動計画の概要

条約漁り(第三国の居住者が不當に条約の特典を得ようとする行為)をはじめとした租税条約の濫用は、BEPSの最も重要な原因の一つとの認識に基づき、これを防止するための「OECDモデル条約」の改定及び国内法の設計について検討。

## 報告書の概要

- 租税条約の濫用防止のために最低限必要な措置(ミニマムスタンダード:MS)として、以下の1.及び2.の措置を採用することを勧告。
  - 租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避・脱税(条約漁りを含む。)を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記。
  - 租税条約に、一般的濫用防止規定として次のいわゆかを規定。
    - 主要目的テスト(Principal Purpose Test: PPT)のみ
    - PPT及び簡素版LOB(特典制限規定(Limitation on Benefit))との両方
    - 厳格版LOB及び導管取引防止規定(限定的PPT)

※ LOBとは、租税条約の適用を受けることができる者を一定の適格者に制限する規定。

PPTとは、租税条約の濫用を主とする目的とする取引から生ずる所得に対する租税条約の特典を否認する規定
- 租税条約上の特定の要件の適用回避を防止するための個別的濫用防止規定(双方居住者の振分ケルールを実質管理地基準から個別判定方式に変更、配当に対する軽減税率適用のための持株保有期間要件の追加等)を設けることを勧告。
- 自国の居住者に対する国内法上の租税回避防止措置(外国子会社合算税制、出国時課税特例等)は租税条約の規定と整合的であることを確認。

## 今後の対応等

OECD: 租税条約に関するBEPS対抗措置を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結(行動15)。  
各国のミニマムスタンダードの実施状況に関するモニタリングの実施。

日本: いわゆる措置も国内法又は租税条約において対応済み。

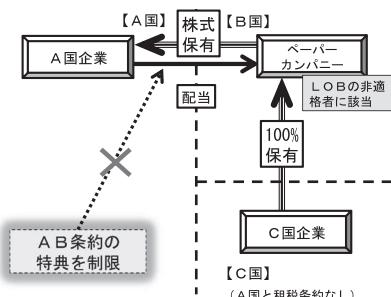
多数国間協定交渉への参加を含め、BEPS対抗措置を含む租税条約を拡充。

36

## (参考) 行動6 税制条約の濫用防止

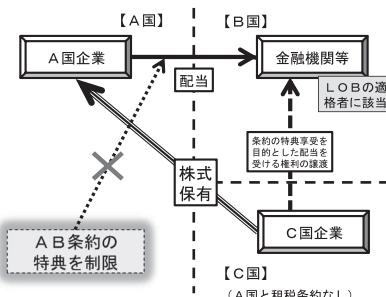
## 特典制限規定 (Limitation on Benefit: LOB)

※所得の受領者の属性に着目



## 主要目的テスト規定 (Principal Purpose Test: PPT)

※取引の目的に着目



## &lt;特典制限規定&gt;

- 租税条約の特典付与を「適格者」に限定する。
- 「適格者」とは、第三国居住者に支配されていないと考えられる者(例えば上場企業、年金基金等)を類型化し、客観的要件によって定義したもの。
- 「適格者」に該当しない者については、個別的に租税条約の特典付与が妥当かどうかを当局が認定。

## &lt;主要目的テスト規定&gt;

- 租税条約の特典を享受することを主たる目的の一つとする取引から生ずる所得には、租税条約の特典を与えない。

37

## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

#### 背景及び行動計画の概要

- 恒久的施設(PE)とは、事業を行う一定の場所(支店等)をいう。租税条約上、自国の企業が相手国内で事業を行う場合、相手国内にその企業のPEがなければ、相手国はその企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」)。
- 代理人PEの要件に該当しない販売委託契約の利用やPEと認定されない活動のみを行うことによるPE認定の人為的回避に対処するため、モデル条約のPEの定義の修正を検討。

#### 報告書の概要

##### A. 代理人PEの定義の拡張

【課題】現行モデル条約では、「①企業(本人)の名で②契約を締結する」者は、代理人PEとなる(③代理人業を通常業務とする者(独立代理人)を除く)。そこで、各要件について、①代理人の名で契約を締結する、②契約締結に至る実質的な活動を代理人が行い、契約の締結は本人が行う、③関連企業を独立代理人とすることで、PE認定が回避される。

【対策】①契約者名基準に加え、契約類型基準(企業(本人)の物品の販売契約等)によって代理人PEを認定する。

②PEと認定される代理人の活動に、「契約の締結に繋がる主要な役割を果たすこと」を追加する。

③専ら関連企業のためにのみ業務を行う者を、独立代理人の定義から除外する。

##### B. PEの例外とされる準備的・補助的活動

【課題】現行のモデル条約では、①商品の引渡しや購入のみを行う場所等は、その活動が企業の本質的活動である場合でもPEと認定されないため、事業利得に対するPE所在地国の課税権が不当に損なわれる。また、②各場所の活動をPEと認定されない活動に分割することによって、PEの認定が回避される。

【対策】①いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合はPE認定の例外としないこととし、かつ、②各場所が相互に補完的な活動を行う場合は、各場所を一体の場所とみなしてPE認定を行うこととする。ただし、①に代えて、特定の活動(商品の引渡し等)についてのみ、準備的・補助的活動でない場合にPE認定の例外としないことも可。

#### 今後の対応

OECD: 租税条約に関するBEPs対抗措置を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結(行動15)。  
新たに認定されるPEの帰属利得の計算に関するガイダンスの策定。

日本: 多数国間協定交渉への参加を含め、BEPs対抗措置を含む租税条約を拡充。

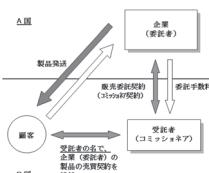
38

### (参考) 行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

#### OECDモデル租税条約第5条5及び6(代理人PE)の改正

現行の代理人PEの要件	改正後の代理人PEの要件
企業のために相手国内で行動する者は、以下の要件を満たす場合に代理人PEとされる。	企業のために相手国内で行動する者は、以下の要件を満たす場合に代理人PEとされる。
1. 企業の名において締結される契約であること。	1. 次のいずれかの契約であること ①企業の名において締結される契約であること ②企業の物品の販売に関する契約であること ③企業による役務提供に関する契約であること
2. 代理人が契約を締結すること。	2. 次のいずれかの行為を行うこと ①代理人が契約を締結すること ②代理人が契約の締結に繋がる主要な役割を担うこと
3. ただし、代理人業を通常業務として行う者(独立代理人)は、代理人PEとされない。	3. ただし、代理人業を通常業務として行う者(独立代理人)は、代理人PEとされない(ただし、専ら関連企業のためにのみ代理人業を行なう者を除く)。

#### 【代理人PEの認定を回避する例: 販売委託契約(コミッショネア契約)】



- 企業がB国に支店を設けて製品を販売すると、B国にPEを有することとなり、B国において製品の販売利益に課税される。
- また、企業がB国に代理人を置いて、代理人が企業(本人)の名において企業の製品の販売契約を締結すると、企業がB国に代理人PEを有することとなり、B国において企業が製品の販売利益に課税される。
- これに対し、企業はB国の受託者と販売委託契約(コミッショネア契約)を締結し、受託者(コミッショナー)が受託者の名において企業(委託者)の製品の販売契約を締結すると、代理人PEの要件に該当しないため、企業はB国にPEを有しないこととなり、B国において製品の販売利益に課税されない。

39

## (参考) 行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

## OECDモデル租税条約第5条4(恒久的施設の例外)の改正

現行の規定	改正後の規定
<p>4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。</p> <p>(a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用</p> <p>(b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有</p> <p>(c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有</p> <p>(d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有</p> <p>(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことを目的として、一定の場所を保有</p> <p>(f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。ただし、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。</p>	<p>4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。ただし、その(a)から(e)の活動(f)の場合には、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。</p> <p>(a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用</p> <p>(b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有</p> <p>(c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有</p> <p>(d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有</p> <p>(e) 企業のためにその他の活動を行うことを目的として、一定の場所を保有</p> <p>(f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。</p>

## 【上記改正の代替案】

現行の規定から「引渡し(a)(b)」、「物品等の購入(d)」、「情報収集(d)」を削除し、これらの活動は、(e)の規定により、準備的・補助的活動である場合にのみPEの例外とする。

40

## 行動8 無形資産取引に係る移転価格ルール

## 背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産の譲渡は、比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な移転価格の算定が困難であることから、無形資産を用いたBEPSの機会に適切に対応する

## 報告書の概要

- 次の3点に関するBEPSの防止について規定
  - 広範かつ明確な無形資産の定義の採用  
無形資産について、「有形資産または金融資産でないもので、商業活動における使用目的で所有または管理することができ、比較可能な独立当事者間の取引ではその使用または移転に際して対価が支払われるような資産」と定義
  - 無形資産の移転及び使用に関する利益の価値創造に沿った配分  
法的所有権のみでは必ずしも無形資産の使用からの収益の配分を受ける資格を有しない。無形資産の開発等(開発、改善維持、保護、使用)に関する重要な機能を果たしている関連企業は、適切な対価の受領を期待することができる
  - 評価手法(特にディスクOUNT・キャッシュ・フロー法(DCF法))が適切に利用できる場合のガイダンスの拡充
- 評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles)に関する移転価格ルール(いわゆる所得相応性基準)の策定  
取引時点で評価が困難な一定の無形資産については、予測便益(ex-ante)と実際の利益(ex-post)とが一定以上かい離した場合に、実現値に基づいて独立企業間価格を評価することが可能
- 費用分担取極め(Cost Contribution Arrangements)  
同取極めに関するガイダンスのアップデート、同取極めを利用した無形資産の移転によるBEPSを防止

## 今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

41

## 最近の国際課税を巡る議論

### 評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定

#### 背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産のうち、比較可能な独立企業間取引が存在せず、将来生み出される収益について信頼できる予測ができないような評価困難な無形資産(Hard-to-value intangibles)については、納税者と税務当局との間の情報の非対称性が課題
- 取引時点で評価が困難な一定の無形資産に関するBEPSについて、特別の措置を検討する

#### 報告書の概要

- 評価困難な無形資産については、予測便益(ex-ante)と実際の利益(ex-post)とが一定以上かい離した場合に、税務当局が実現値に基づいて独立企業間価格を評価することを可能とすること(いわゆる所得相応性基準の導入)で対応
- 納税者と税務当局との間に当該無形資産に関する情報の非対称性が深刻であり、実際の利益が明らかにならないと税務当局が移転価格評価を実行できないような場合、税務当局は、実際の利益に基づいて、納税者の予測に基づいた価格取極めを評価し、価格調整を行うことができる
- 適用が免除される場合
  - 納税者から、以下の(i)及び(ii)が提供される場合
    - (ア) 価格取極め、合理的に予測可能な出来事、その他のリスクの考慮を判断するために、無形資産の移転時に用いられた事前の予測、及び、その実現可能性についての詳細
    - (イ) 財務上の予測と実際の結果の重大なかい離(significant difference)が、a) 取引時点では関連者が予測することは不可能であった、価格決定後に生じた予見できない進展や出来事によるものであること、または、b) 原因となった出来事が起きた確率についての、取引の時点での見込みが適切であったことについて、信頼に足る証拠
  - 無形資産の移転が、事前確認(APA)の対象である場合
  - (iii) (i)(ii)における財務上の予測と実際の結果について、いかなるかい離も取引時点の価格の20%以下である場合
  - (iv) 当該無形資産が非関連者収益を初めて生み出してから、(iii)の要件を満たしたまま、5年間が経過した場合(それ以降の年度について適用免除)
- 【参考】米・独における所得相応性基準の導入例  
所得相応性基準は、米国(1986年)、ドイツ(2007年)にそれぞれ導入されている。なお、今回の報告書の内容は米国の制度がベースとなっている部分が多い

#### 今後の対応

- 評価困難な無形資産に係る措置のガイダンスを2016年に策定

42

### 行動9 リスクと資本に係る移転価格ルール

#### 背景及び行動計画の概要

- 次の2つの問題に対応するルールを策定
  - グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分によって生じるBEPSの防止
  - 第三者間では行われない、または、滅多に行われることのないような取引によって生じるBEPSの防止

#### 報告書の概要

- リスクに係るガイダンスの拡充を進めつつ、ある事業体が契約上リスクを引き受けている、または、資本を提供しているという理由だけで、不適切な利益がその事業体に帰属する様子がないようにするために、以下の事項等について、移転価格ガイドラインを改訂
  - リスクの契約上の配分は、現実の意思決定を伴うような場合にのみ尊重する
  - 独立企業間価格算定におけるリスク分析についてのフレームワークを策定
  - リスク引受けには、①リスク・コントロールと②リスクを引き受けける財務能力が必要とされ、機能を伴わない資本提供に対してはリスク・フリーリターン(国債利税率程度)までしか認められない
- 上記事項を、キャッシュ・ボックス(単に資金だけを提供している実体のない関連会社)に適用する場合、キャッシュ・ボックスにはプレミアム・リターン(リスクに対するリターン)は配分されず、単なる契約上のリスク配分では利益が移転しないこととなる。  
※「行動8 無形資産取引に係る移転価格ルール」においても無形資産の文脈で上記改訂事項を適用
- 関連者間の取引において商業合理性のないような例外的な場面における、税務当局による関連者間の取引そのものの否認(non-recognition)について、適用を明確化(行動10に関連)

#### 今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

43

## 行動10 他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール

## 背景及び行動計画の概要

- 次の取引や移転価格算定手法について、明確化やBEPSへの対応を目的にガイダンスを策定
  - 取引単位利益分割法(PS法)の適用の明確化
  - グループ内役務提供取引に関するBEPSへの対応
  - クロスボーダーのコモディティ取引に関するBEPSへの対応

## 報告書の概要

## ① 取引単位利益分割法(transactional PS法)の適用の明確化

グローバルなバリュー・チェーンにおけるPS法の適用を明確化することを目的とし、作業が行われた。他のBEPS作業の内容の把握等を理由に、移転価格ガイドラインの改訂作業を継続  
⇒ 2016年中にWP6で議論を行い、2017年上半期にPS法に関するガイダンス改訂作業を終了する見通し

## ② グループ内役務提供取引に関するBEPSへの対応

管理費用(management fees)及び本社費用(head office expenses)等の支払いによって生じるBEPSの防止を目的。低付加価値グループ内役務提供(Low Value-added Intra-Group Services)について、支払国(新興国・途上国)の課税ベースの保護に配意しつつ、選択適用が認められる簡素化アプローチ(費用に関して一定の利益マークアップ率を適用)等に係るガイダンスを策定

## ③ クロスボーダーのコモディティ取引に関するBEPSへの対応

- 関連者間のクロスボーダーのコモディティ取引に関して、以下のガイダンスを追加
- コモディティ取引には一般的に独立価格比準法(CUP法)が適切な方法であることを明確化
  - コモディティ取引の価格基準日の決定に関する新しい指針を規定

## 今後の対応

- BEPS報告書における改訂案にしたがって、OECD移転価格ガイドラインを改訂
- 税制改正の要否、執行面での対応等について検討

## 行動11 BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定

- BEPSによる法人税収の逸失規模について、データの評価、指標の抽出、分析方法の策定を実施。
- ただし、依然、基礎となるデータや試算方法について課題が多く残されているため、機械的な分析にとどまっているなど、実態を反映した結果を示すためには更なる検討が必要。

## ◎ポイント1: データの評価

- 様々なデータについて、BEPS分析に用いることの適否を、データの範囲、詳細さ、利用可能性等の観点から評価  
⇒ 現時点で取得可能なデータは、いずれも割約があり不十分

## ◎ポイント2: 指標の抽出

- BEPSの規模や経済的効果を測定するための複数の指標を抽出
  - ※ 指標の例:FDIの集中度(FDI)の対GDP比が他国に比べて非常に高いことが示されれば、BEPSの存在を推認)
  - ⇒ 基礎となるデータに大きな制約があり、いずれの指標もBEPSの規模や経済的効果を概略的に示すにとどまる

## ◎ポイント3: 分析方法の策定

- 推計においては不確実性が伴うため、単一の分析方法ではなく複数の分析手法を基に、今後、分析方法が更に精査される必要。
- OECD税率差アプローチ(自国の法定法人税率と、子会社立地国(の法定法人税率の平均との差分により逸失利益を算出)による推計では、全世界で1,000億~2,400億ドル(法人税収比で4~10%)の税収減。  
※機械的な試算であり、実態が正確に反映されているわけではない。  
※租税回避策を実施している場合、法定法人税率が高い国が必ずしも大きな税収減を被っているわけではない。

## 今後の取組み

- 租税データの充実、行動5、12、13との連携
- BEPS指標の継続的な精査・開発
- (民間の研究者とも共同した)BEPSに関する更なる研究 等



## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動12 義務的開示制度

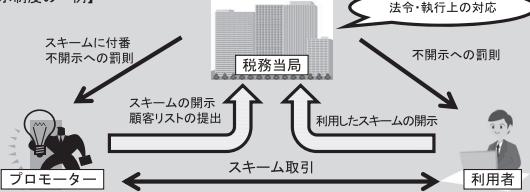
#### 背景及び行動計画の概要

- 租税回避を抑制とともに出現した租税回避スキームに速やかに対処するため、プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度（義務的開示制度）の策定について検討。

#### 報告書の概要

- 現在、米国、英国、カナダ、アイルランド、イスラエル、韓国、ポルトガル、南アにおいて、義務的開示制度が導入されていることから、これらの国の知見を踏まえた勧告を作成。
- 勧告では、開示義務者、開示内容、開示手続等の主な項目について複数の選択肢を用意し、各国が自国の法体系のもとで最適な様式を選択することを認める形（モジュラー方式）を採用。
- 義務的開示制度は、事前照会制度や自発的情報開示制度等の情報開示制度及び一般的租税回避否認規定と相互補完関係にあるところ、義務的開示制度の導入を検討する際には、それらの制度・規定との関係性についても精査する必要。

#### 【義務的開示制度の一例】

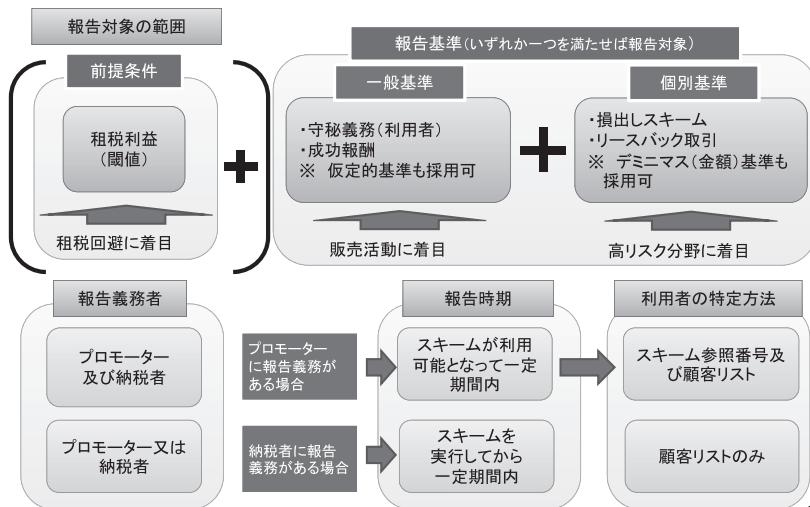


#### 今後の対応

- 各国が勧告を踏まえて、所要の措置を講ずる。我が国においても、勧告の内容を踏まえ、義務的開示制度の導入の必要性を検討する。

46

### (参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告 (1)



47

## (参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告 (2)

コンプライアンス	
遵守の効果	不遵守の効果(金銭的罰則)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告対象取引⇒必ずしも租税回避を意味しない</li> <li>○ 当局から反応なし⇒取引の有効性・容認を意味しない※法律で明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スキーム報告、顧客リスト提出等違反の場合、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期報告を促す観点から、日々定額の罰則を賦課</li> <li>・租税利益・受取報酬額に応じた罰則を賦課</li> </ul> </li> </ul>
報告すべき情報	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プロモーター・利用者の詳細、スキームの詳細、該当する報告基準・関係租税法令、予想される租税利益、顧客リスト(プロモーターの場合のみ)等</li> </ul>	
クロスボーダースキーム	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 國際的な租税スキームに対応するためには、上記の制度は以下の通り修正が必要</li> <li>○ クロスボーダースキームに焦点を当てた報告基準を設定</li> <li>○ 閾値は設けない</li> <li>○ 報告対象は、同一支配グループ内にスキームの結果が生じる場合、又は自身がスキームの一因である場合</li> <li>○ 報告義務者が不十分な情報しか有していない場合、その納税者は、不足している情報を有していると考えられる者を特定すべき</li> </ul>	

48

## 各国の義務的開示制度の比較

開示対象税目	アメリカ	イギリス	カナダ
開示義務者	所得税(個人、法人)、遺産・相続税、その他の連邦税	所得税、法人税、譲渡収益税、土地印紙税、相続税等	所得税(個人、法人)
開示対象取決め	プロモーター及び納税者 ※一定以上の収入を得るプロモーターに限る	プロモーター又は納税者 ※プロモーターが国外にいる等の場合に、納税者に開示義務が課される	以下3つの基準のうち、2つ以上に該当する租税回避取決め •成功報酬を伴う取決め •守秘義務を伴う取決め •契約上の保護を伴う取決め •標準化された取決め ○特別基準 •損失を生み出す取決め •リースに関連する取決め •給与所得に関する取決め •居住用不動産税に関する取決め
開示手続	・プロモーターは、開示義務者になった暦年四半期末の翌月末までに税務当局にプロモーター登録書を提出する -プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する -納税者は、税務申告書に利用した取決めの取決め番号を記載する -プロモーターは、顧客リストを作成し、税務当局から要請があった日から20営業日以内に提出する	・プロモーターは、取決めが納税者に利用可能となった日から5日以内に、税務当局に開示する -プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する -プロモーターは、四半期に一度、取決めを利用した納税者リストを税務当局に開示する -納税者は、利用した取決めの取決め番号を開示する	・開示対象取決めが利用可能となった日の翌年6月末までに税務当局に開示する ※開示義務者が2人以上いる場合、1人が完全かつ正確に開示を行った場合、他の者は開示義務を免れる ※取決め番号は付番されない
罰則	・不開示は、取決めの効力に影響しない -不開示に対し、各種の罰金あり	・不開示は、取決めの効力に影響しない -不開示に対し、各種の罰金あり	・不開示の間、取決めの効力は否認 -不開示に対し、各種の罰金／更正期間延長あり

49

## 最近の国際課税を巡る議論

### 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

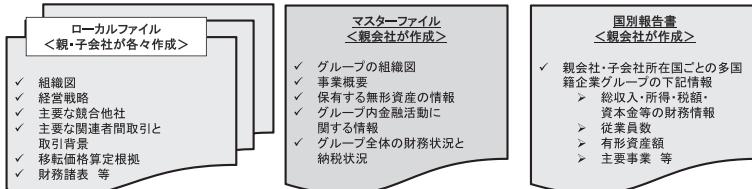
【課題】多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税(移転価格課税)を実現するためには自國企業の国外関連者との取引に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

#### 【対応】

経済界のコンプライアンスコストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書(cbcレポート)の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供(または作成・保存)することを義務付けるよう勧告(cbcレポートについては、原則、2016年度から適用開始)。

- **ローカルファイル**: 関連者間取引における独立企業間價格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用(現行、措規22の10①②に相当)。
- **マスターファイル**: 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用。
- **国別報告書**: 多国籍企業グループの各國別の所得・納稅額の配分等、多国籍企業グループの各國別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用。

※原則、親会社が親会社所在地国の税務当局に提出し、当該税務当局が子会社所在地国の税務当局に自動的情報交換で共有する。



50

### (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

~「国別報告書ガイドライン」(2015年2月公表)の概要~

#### 1. 実施時期

- 2016年1月1日以後開始事業年度分の報告書から実施(実際の提出は2018年中)
- 但し、国内法制化に一定の期間を要する可能性があることを認識

#### 2. 対象企業グループ

- 連結ベースで年間総収入金額が750百万ユーロ以上の企業グループ

#### 3. 文書提供の条件

- ① 提供文書に係る守秘: 税制条約等で担保される程度の高いレベルの守秘を確保
- ② 制度の整合性: 國際的合意に対する国内法や執行の整合性の確保
- ③ 提供文書の適切な使用: 入手文書はあくまでリスク評価の参考として利用

#### 4. 報告書の提供方法の枠組み

- ① 「条約方式」が基本
  - 対象企業グループの親会社が所在する国当局が当該親会社に国別報告書の提出を義務付ける
  - 当局は当該企業グループが事業を行っており、かつ、3. に掲げる条件を満たした国当局に対し、自動的情報交換により国別報告書を提供(「条約方式」)
- ② 補完的メカニズムとして「子会社方式」等を容認
  - 仮に3. の条件を満たした国に適切に国別報告書が提供されない場合、当該国が自國の子会社に国別報告書を求める「子会社方式」等の補完的メカニズムを容認
  - ※ 補完的メカニズムが容認される具体的なケース
    - (a) 親会社所在地国が当該親会社に国別報告書の提出を義務付けていない場合
    - (b) 国別報告書の共有に関する権限ある当局間の合意が結ばれていない場合
    - (c) 当局間の合意にも関わらず実際には国別報告書が提供されないことが確立した場合

#### ③ 実施パッケージの策定

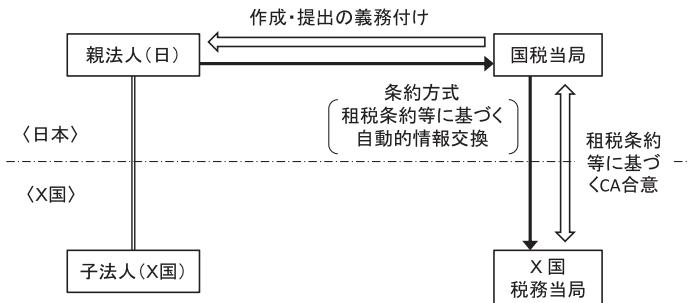
#### ④ 各国の実施状況についてのモニタリング・メカニズムの策定

#### ⑤ 紛争解決手続きの必要性の認識

51

(参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

【国別報告書(CbCレポート)の共有チャート(条約方式)】

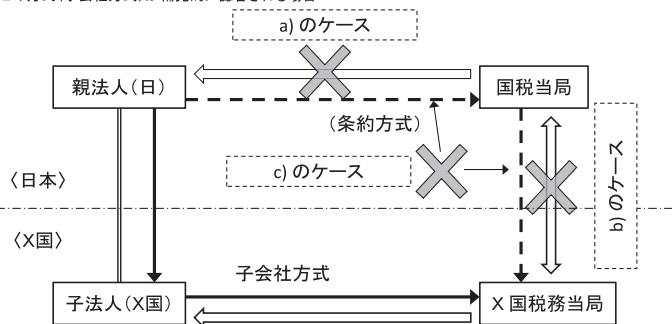


52

(参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

【国別報告書(CbCレポート)の共有チャート(子会社方式)】

- 第2の方式(子会社方式)が補完的に認容される場合

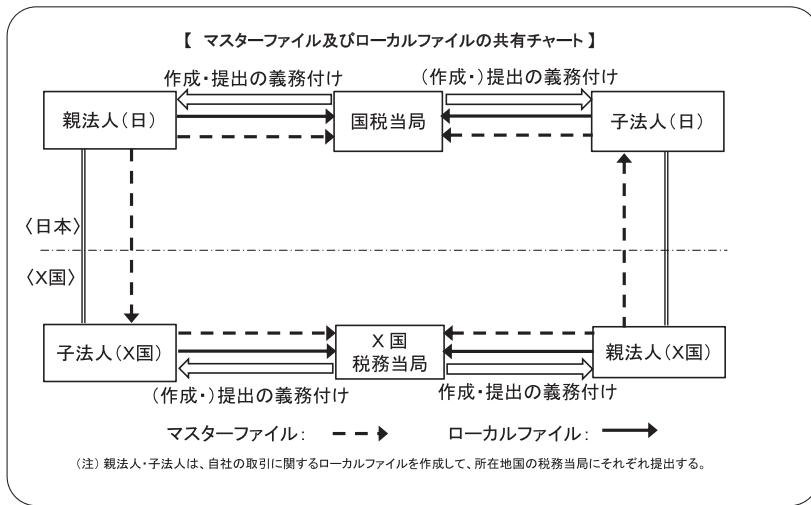


(参考) 国別報告書について、第2の方式(子会社方式)での共有が補完的に認容される場合(モデル国内法第2条パラ2 (ii))  
次のいずれかのケースに該当すること。  
a) のケース: 親法人所在地国が当該親法人に国別報告書の提出を義務付けていない場合  
b) のケース: 発効済みの適格な権限ある当局間の合意(CA合意)がない場合  
c) のケース: 体系的な不履行(Systemic Failure)が認められる場合

53

## 最近の国際課税を巡る議論

### (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化



54

### (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書実施パッケージ」(2015年6月公表)の概要～

#### 1. モデル当局間合意案

各国当局が国別報告書(CbCレポート)を自動的に交換するための国際合意について、金融口座情報の自動的交換の枠組みに係るCRS(共通報告基準)の権限ある当局間合意案を参考に作成され、5月末の租税委員会(CFA)で承認されたもの。税務行政執行共助条約に基づくマルチ合意案、二国間租税条約に基づく合意案、二国間の情報交換協定に基づく合意案の三種類からなり、マルチ合意案は以下の9条からなる。

- 第1条 定義
- 第2条 多国籍企業グループに関する情報交換
- 第3条 情報交換の実施時期と方法
- 第4条 コンプライアンスと執行についての協調
- 第5条 守秘、情報のセーフカード及び適切な使用
- 第6条 協議
- 第7条 修正
- 第8条 合意条件
- 第9条 税務行政執行共助条約におけるCo-ordinating Body事務局の役割

#### 2. モデル国内法制

各国当局がCbCレポートの自動的交換を行うためには、まず、自国にあるCbCレポート提出対象となる多国籍企業グループ親会社等にCbCレポートの提出を義務付ける必要があるところ、OECDが関連する国内法制モデルを作成して示したもので、法的拘束力はないが、各国の国内法制において参考し得るもの。内容は以下の通り、8条からなる。

- 第1条 定義
- 第2条 提出義務
- 第3条 通知
- 第4条 国別報告書(CbCレポート)
- 第5条 提出時期
- 第6条 国別報告書情報の使用と守秘
- 第7条 罰則
- 第8条 實施時期

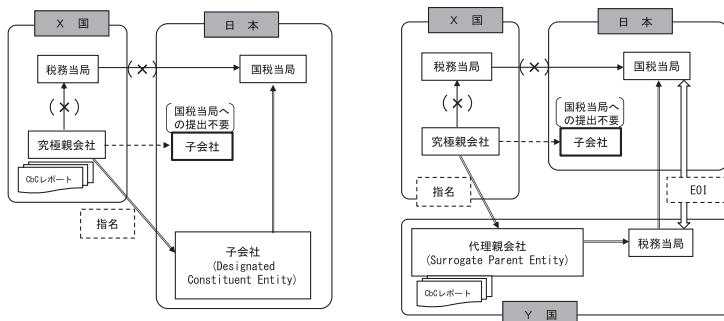
55

## (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書実施パッケージ」(2015年6月公表)の概要～

- 実施パッケージで追加された国別報告書(CbCレポート)の提供方法は以下の通り。

第2条第2項 同一国に所在する子会社が複数ある場合の 子会社方式 第2条第3項 代理親会社の指名があつた場合の子会社方式 の不適用



(注) 可能な限り、示されたフレームワークの範囲内でCbCレポートが広範に共有できるように配慮されている。

## 行動14 相互協議の効果的実施

## 背景及び行動計画の概要

- BEPS対抗措置による新たなルールの導入に伴う予期せぬ二重課税の発生等の不確実性を排除し、ビジネスにとっての確実性と予測可能性を確保するためには、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとすることが必須。
- 相互協議手続の実効性は、強制的・拘束的仲裁制度の導入によって一層強化される。

## 報告書の概要

- 実効的な相互協議の実施を妨げる障害を除去するため、相互協議を通じた適時・効果的な紛争解決に対し強く政治的にコミットし、以下の3項目を実現するために各が最も実施すべき措置(ミニマムスタンダード:MS)及び実施することが望ましいとされる措置(ベストプラクティス)を勧告。
  - 相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速な解決  
(MSの例)相互協議事案を平均24ヶ月以内に解決することを目標化。
  - 租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施  
(MSの例)相互協議の利用のためのガイダンス公表、相互協議担当職員の人員及び独立性の確保
  - 納税者に対する相互協議の機会の保証  
(MSの例)いずれの締約国の権限のある当局に対しても相互協議の申立てができるよう租税条約の規定を改正
- ミニマムスタンダードの実施を確保するため、各におけるミニマムスタンダードの実施状況をモニタリングする。
- 上記のほか、仲裁制度を導入する意思のある国で、強制的・拘束的仲裁に関する具体的な規定の策定作業を継続。

## 今後の対応等

- OECD: 租税条約に関連する措置(仲裁を含む)を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結(行動15)。  
ミニマムスタンダードの実施状況のモニタリング方法を策定し、モニタリングを実施する。
- 日本: 現状においてミニマムスタンダード及びベストプラクティスを概ね実施している。  
多数国間協定交渉への参加を含め、租税条約に関連する措置(仲裁を含む)を規定する租税条約を拡充。

## 最近の国際課税を巡る議論

### (参考)行動14 相互協議の効果的実施

#### ミニマムスタンダード及びベストプラクティス一覧

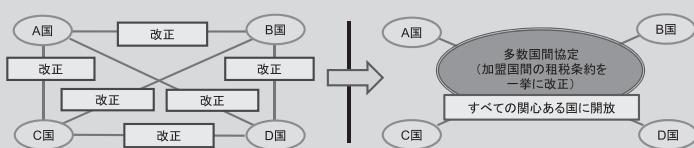
最低限実施すべき措置(ミニマムスタンダード)	実施することが望ましいとされる措置(ベストプラクティス)
1. 相互協議に関する条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速な解決のための措置	
租税条約に第25条1~3(相互協議手続)を規定する。 相互協議の機会を保証し、合意内容を実施する。	租税条約に第9条2(対応的調整)を規定する。
条約の適用の疑いがある場合には相互協議の機会を認める。	
相互協議事案を平均24ヶ月以内に解決しようすること目標とする。	
FTA MAP Forum(FMF)のメンバーになる。	
FMFと共同で策定する報告書の枠組みに従って、統計を適時に報告する。	
ミニマムスタンダードの実施状況について、審査を受ける。	
仲裁制度に対する立場を表明する。	
2. 租税条約に関する争ひの予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施のための措置	
相互協議を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表する。	将来の争ひの予防に役立つ相互協議の意を公表するための手続を整備する。
自国の相互協議の概況を共通のプラットフォームに沿って公表する。	租税行政フォーラム作成"Global Awareness Training Module"を職員に配付する。
相互協議担当職員の独立性の確保のため、内部ガイドライン等を整備する。	二国間事前確認手続を実施する。
権限のある当局の機能及び職員の業績指標に関する手続を整備する。	複数年分の同一論点について、一括して相互協議を立ててすることを認める。
相互協議連絡の業務に十分なリースを確保する。	
当局と納税者の間で和解した場合も相互協議の機会を制限しない。	
一定の場合に事前確認合意を過年度へ適用することを認める。	
3. 納税者に対する相互協議の機会の保証のための措置	
①相互協議の立てやすいの諸条約に則りても行えるように条約を改正する。又は、 ②相互協議の立てやすさの正當性について、両締約国間に通知又は協議を実施する。	相互協議が継続中の事案に係る微収を猶予するための適切な措置を講ずる。
相互協議の立てやすいの際に納税者が提出すべき情報及び文書を特定する。	相互協議の立てやすさを促進する適切な手続を実施する。
相互協議で成立した合意はいかなる期間制限にもかかわらず実施する。	相互協議と国内法の税済措置との関係に関するガイドンスを公表する。
相互協議で成立した合意はいかなる期間制限にもかかわらず実施する。	納税者による各自の調整の場合はも相互協議の機会を認める。
	利子及び罰金に関する相互協議についての見解をガイドンスで示す。
	多国間の相互協議及び事前確認手続に関する指針をガイドンスで示す。

58

### 行動15 多数国間協定の策定

#### 背景及び行動計画の概要

- BEPS行動計画を通じて策定される各種措置の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界でおよそ3,000本ある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要する。
- そこで、二国間租税条約においてBEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を策定する。
- 多数国間協定の規定は、全加盟国が採用する中核的規定と、加盟国が選択できる規定とで構成され、多数国間協定の規定に従って、加盟国間の二国間租税条約の規定が部分的に改正又は追加される。
- 多数国間協定は、2016年末までに策定され、署名のためにすべての関心ある国に開放される。



#### 行動計画の経緯及び今後の予定

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間協定交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2015年1月：多数国間協定交渉のマンデート承認。
- 2015年5月：すべての参加表明国が参加する多数国間協定交渉の第1回会合を開催。
- 2015年7月現在：日本を含む87ヶ国が多数国間協定交渉への参加を表明。
- 2015年9月：日本を含む15か国で構成されるビューロー会合（運営会合）を開催。
- 2015年11月以後：2016年末までの多数国間協定の策定に向けて、数次にわたり会合を開催。

59

### 税務当局間の情報交換

- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

#### 【税務当局間の情報交換のイメージ】



60

### 自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」が米国で成立（2013年1月施行）。
- 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
- 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。
- 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」を策定。同年7月には、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目（コメントリー）等を含めて完成、公表。
- 2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、最終決定された共通報告基準を承認。また、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミット。
- 我が国は、平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度を整備。2017年から金融機関による手続を開始し、2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

※ 今後、各の法制・執行が国際基準に準拠しているか、相互審査が実施される予定。

61

## 最近の国際課税を巡る議論

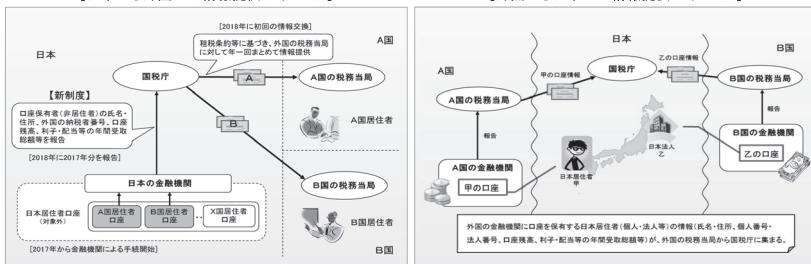
## 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

### 《G20・OECDにおける合意》

- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
  - これを受け、OECDは、各國税務当局が自國の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所・外国の納税番号・口座高額・利子・配当等の年間取扱額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。

## 「日本から外国への情報提供のイメージ」

## 「外国から日本への情報提供のイメージ」



62

## 租税条約の概要

租税条約は、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっている。加盟国である我が国も、これに沿った規定を採用している。

### 【OECDモデル租税条約の主な内容】

## ○ 二重課税の回避

- 源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
    - 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
    - 投資所得（配当、利子、使用料）は、税率の上限を設定
  - 居住地国における二重課税の排除方法
    - 外国税額控除等
  - 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消
  - 脱税及び租税回避等への対応
  - 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換
  - 租税に関する徴収共助

我が国の租税条約ネットワーク

《53条約、64か国・地域／平成27年12月1日現在》

